

第7章 防災指針

Ⅰ 基本的な考え方

Ⅰ.Ⅰ 防災指針とは

近年、全国各地で豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波等の大規模災害が発生している。我が国では、こうした頻発・激甚化する自然災害への総合的対策が喫緊の課題となっていることから、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和2（2020）年6月の都市再生特別措置法改正によって、立地適正化計画の新たな記載事項として居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が位置づけられた。

防災指針では、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせ、都市の災害リスクの「見える化」を行う等、各都市が抱える防災上の課題を分析したうえで、防災まちづくりの将来像や取組方針等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置づける。

Ⅰ.Ⅱ 防災指針の構成

防災指針の構成を以下に示す。

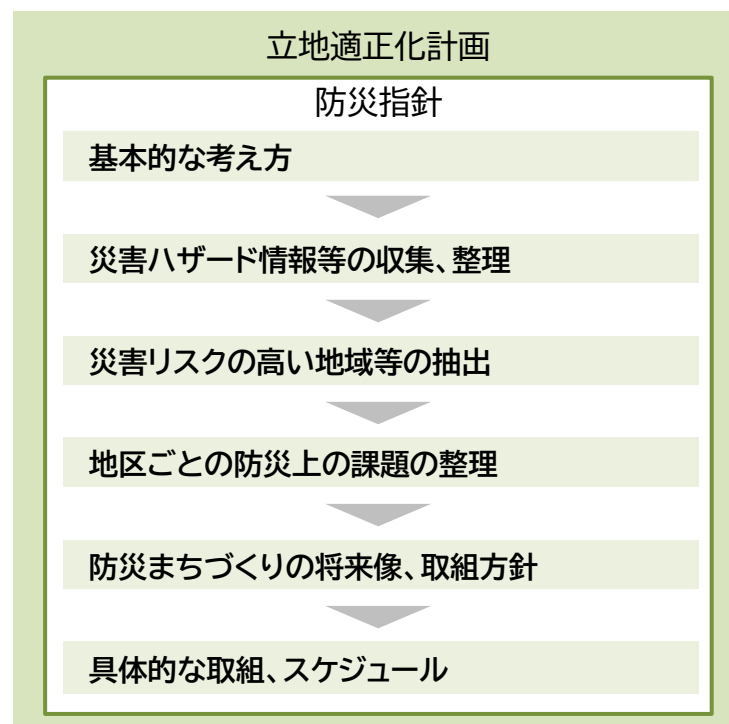


図 7-1 防災指針の構成

2 災害ハザード情報等の収集・整理

災害ハザードについては、洪水、土砂、津波等の災害要因ごとに検討を行うことが必要である。また、災害ハザードは、住宅等の建築や開発行為等の規制を伴う、「レッドゾーン」と、建築や開発行為等の規制はないが警戒避難体制の整備等が求められる「イエローゾーン」に区分されている。

そこで、本市で指定がある災害ハザード情報を表 7-1 の通り収集し、市全域における災害ハザードの分布状況について整理した。

表 7-1 災害ハザード情報一覧

種別	ハザードデータ	出典
洪水	洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）	山口県資料
	洪水浸水想定区域（計画規模 L1）	//
	洪水浸水想定区域（浸水継続時間：L2）	//
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食：L2）	//
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	国土数値情報（2021 年）
	土砂災害警戒区域	//
	大規模盛土造成地	美祢市資料

表 7-2 【参考】都市計画関連の規制等におけるいわゆるレッドゾーン・イエローゾーン

区域	行為規制等
レッドゾーン 住宅等の建築や開発行為等の規制あり	災害危険区域（崖崩れ、出水、津波等）
	災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前記の条例で定める。（建築基準法第 39 条第 2 項）
	地すべり防止区域
	地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（地すべり等防止法第 18 条第 1 項）
	急傾斜地崩壊危険区域
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項）
	土砂災害特別警戒区域
	特別警戒区域内において、都市計画法第 4 条第 12 項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項）
	浸水被害防止区域
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	浸水被害防止区域内において、特定開発行為あるいは特定建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（特定都市河川浸水被害対策法第 57 条第 1 項、第 66 条第 1 項）
	津波災害特別警戒区域
	特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。（津波防災地域づくりに関する法律第 73 条第 1 項）
	浸水想定区域
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	なし
	土砂災害警戒区域
	なし
	津波災害警戒区域
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	なし
	津波浸水想定（区域）
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	なし
	なし

※赤枠は本市の該当する項目

2.1 洪水災害

(1) 洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2：浸水深）

洪水浸水想定区域（L2）は、3 地域それぞれの市役所・支所周辺（美祢地域：厚狭川、秋芳地域：厚東川、美東地域：大田川）に広範囲に分布している。

厚狭川、厚東川では湾曲部周辺で浸水深 3m 以上の区域もみられる。

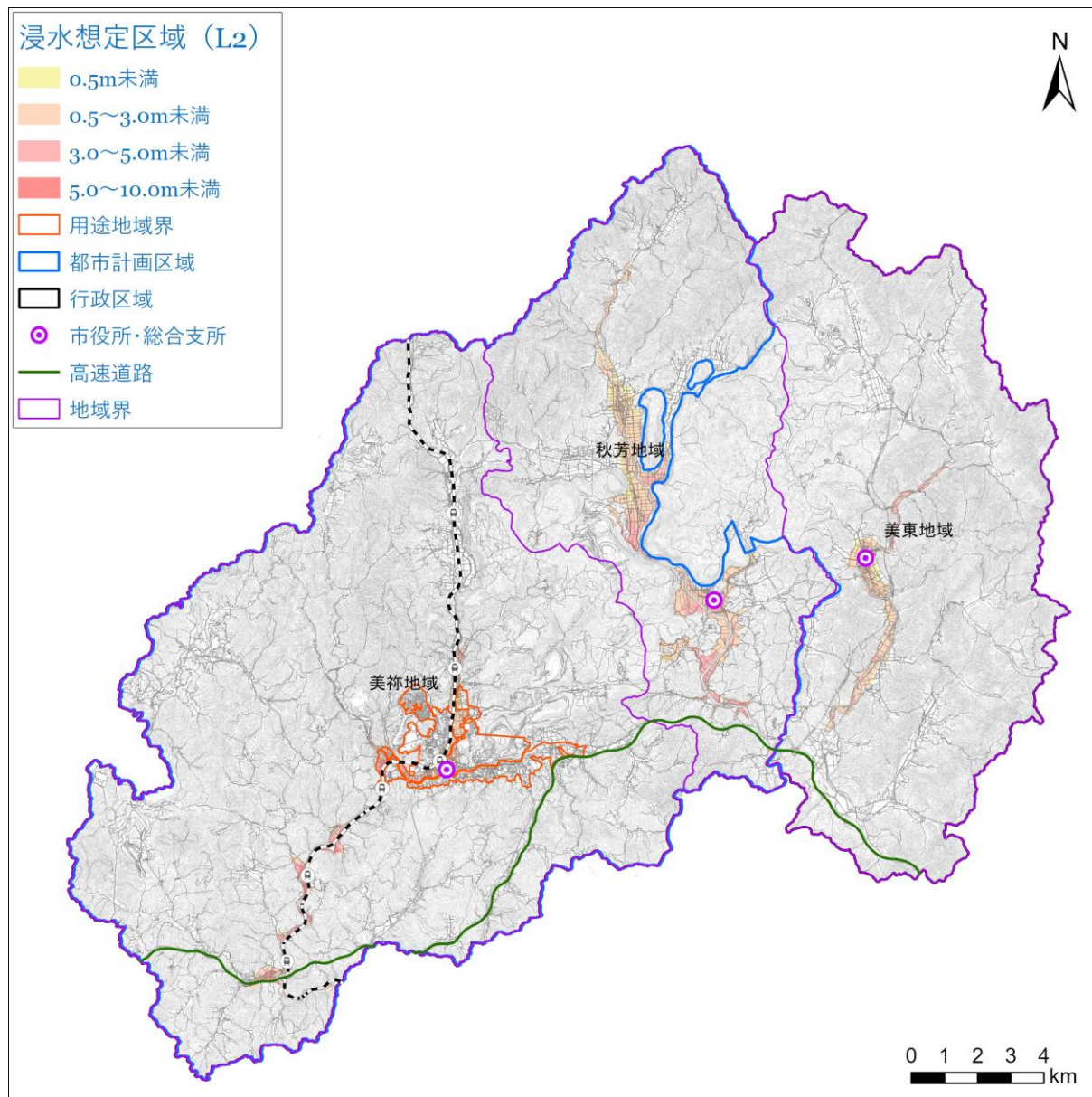


図 7-2 洪水浸水想定区域（L2：浸水深）

出典：山口県資料

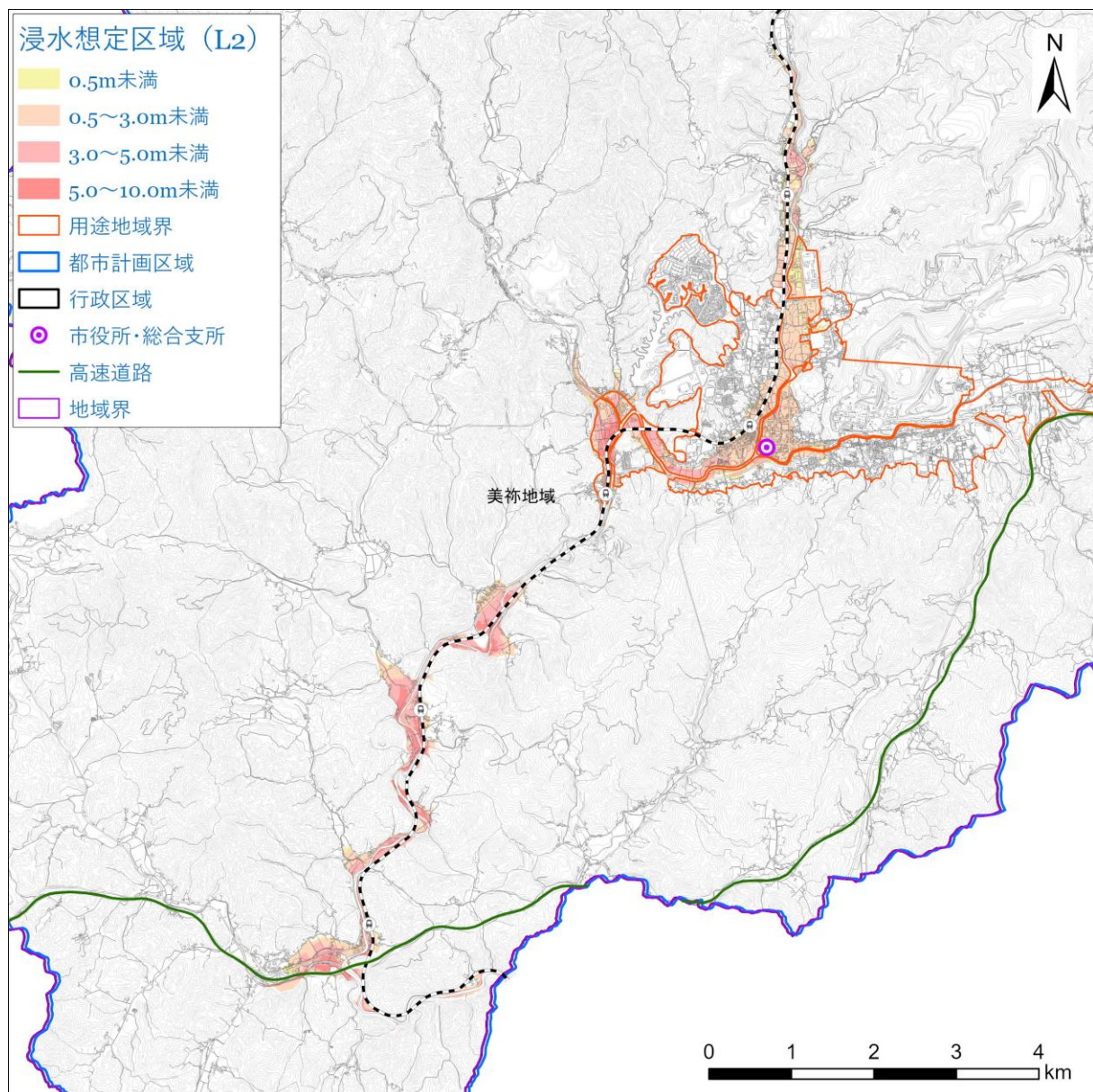


図 7-3 洪水浸水想定区域 (L2：浸水深)【美祢地域】

出典：山口県資料

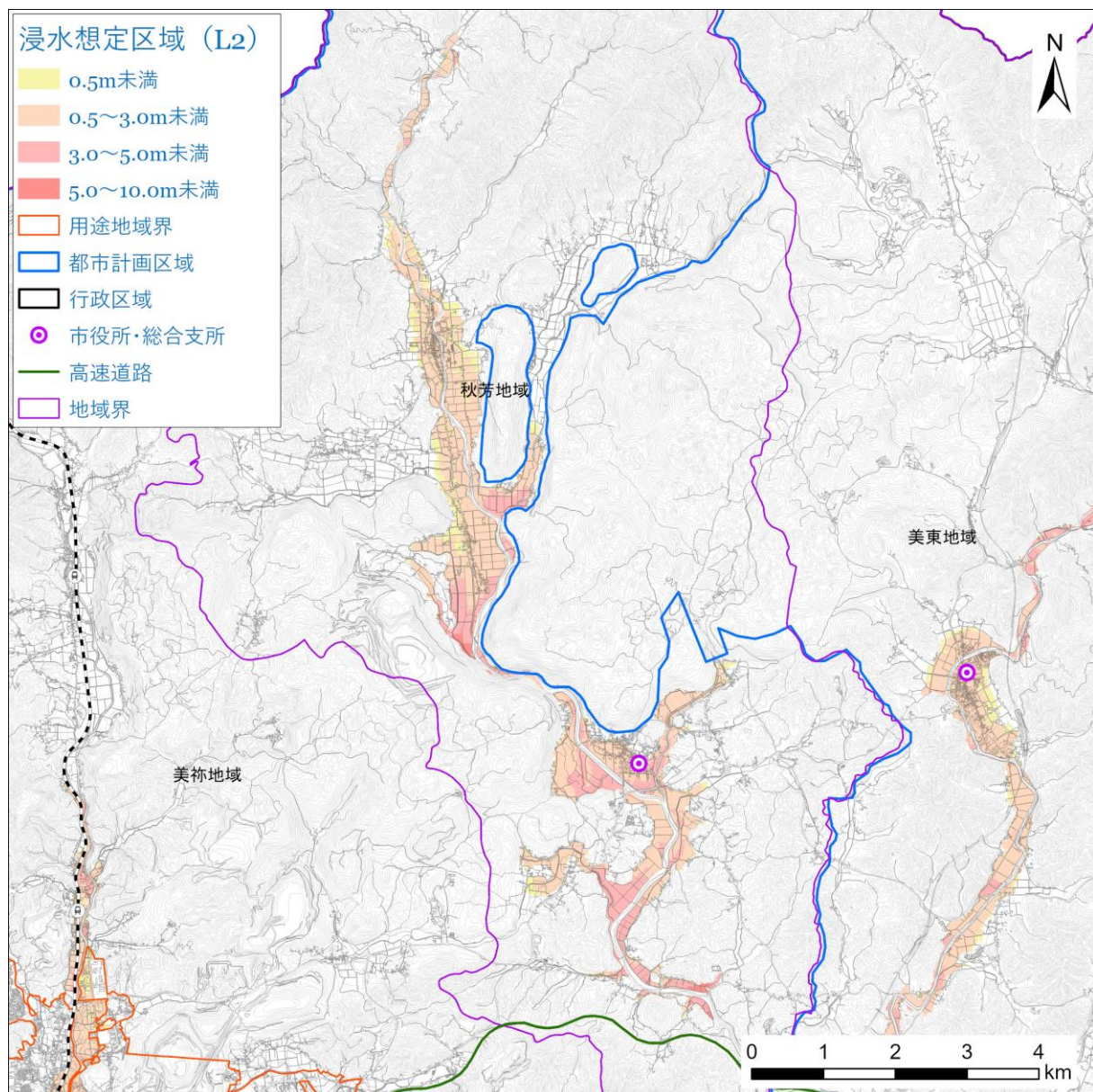


図 7-4 洪水浸水想定区域 (L2：浸水深) 【秋芳地域】

出典：山口県資料

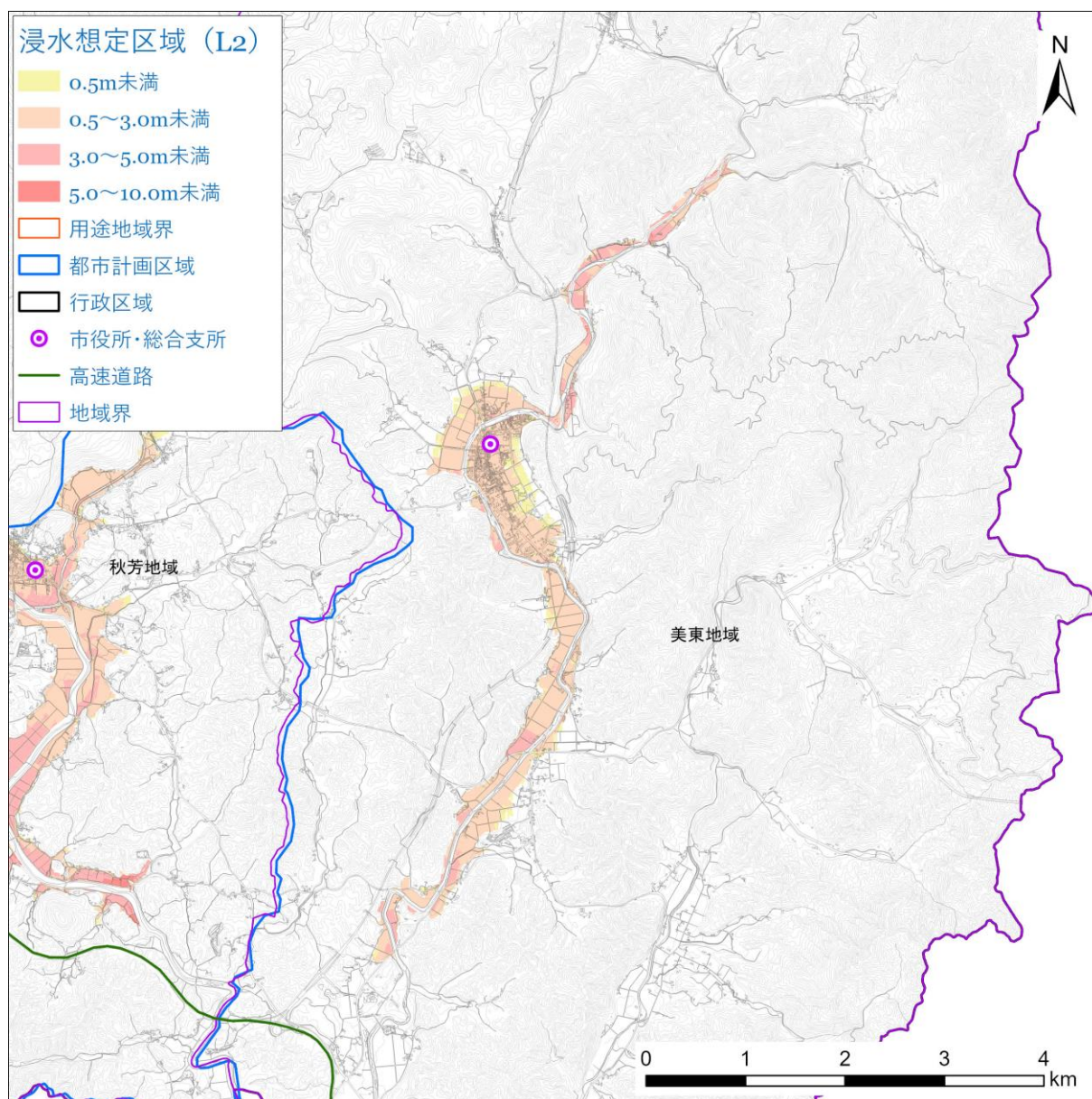


図 7-5 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水深) 【美東地域】

出典：山口県資料

(2) 洪水浸水想定区域（計画規模 L1：浸水深）

洪水浸水想定区域（L1）については、秋芳地域、美東地域の総合支所周辺は、浸水想定区域に含まれていない。一方、美祢地域では市役所周辺に浸水深 0.5m 未満の区域が点在しているほか、用途地域東側では、浸水深 3.0m 以上の区域もみられる。

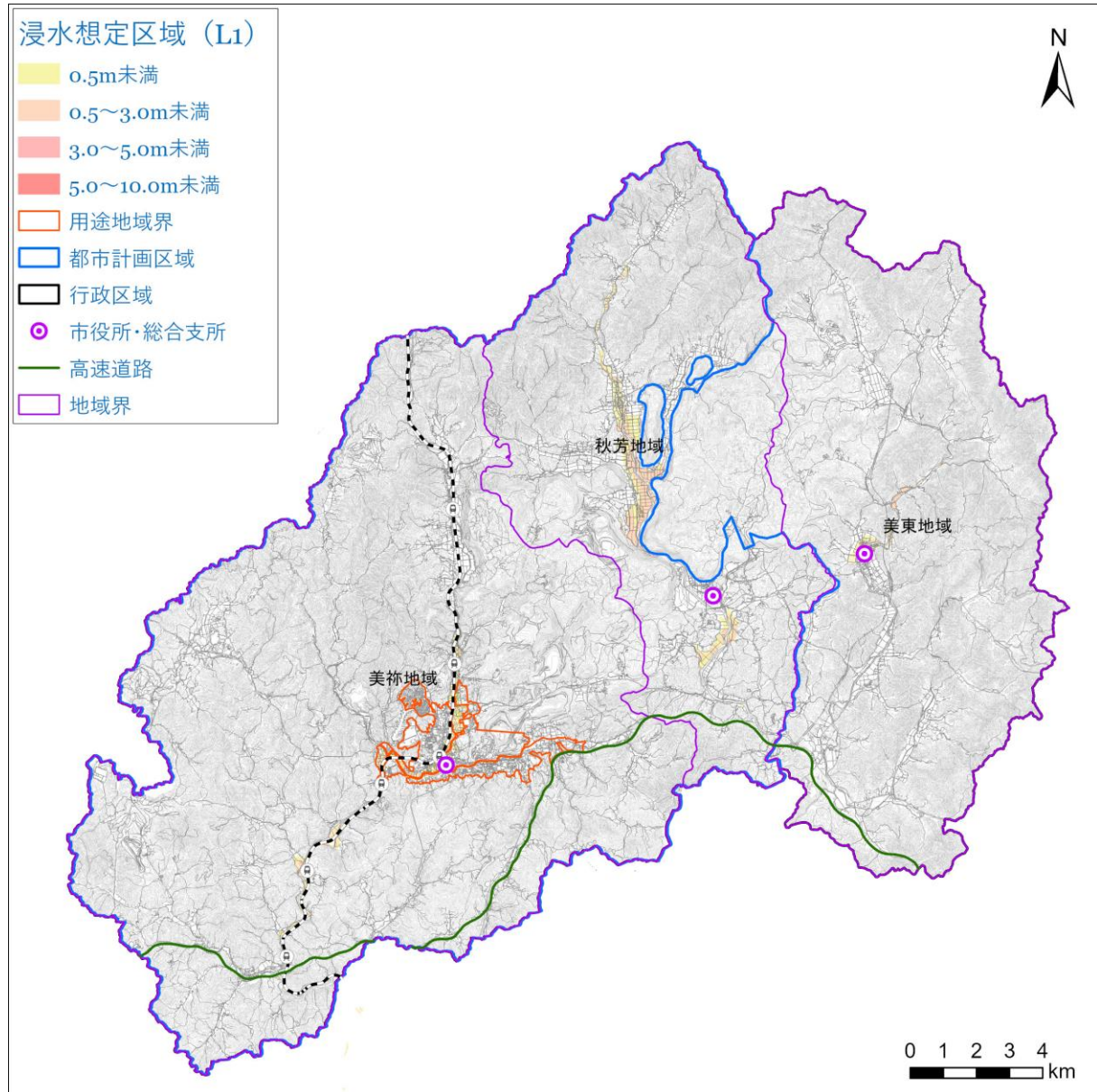


図 7-6 洪水浸水想定区域（L1：浸水深）

出典：山口県資料

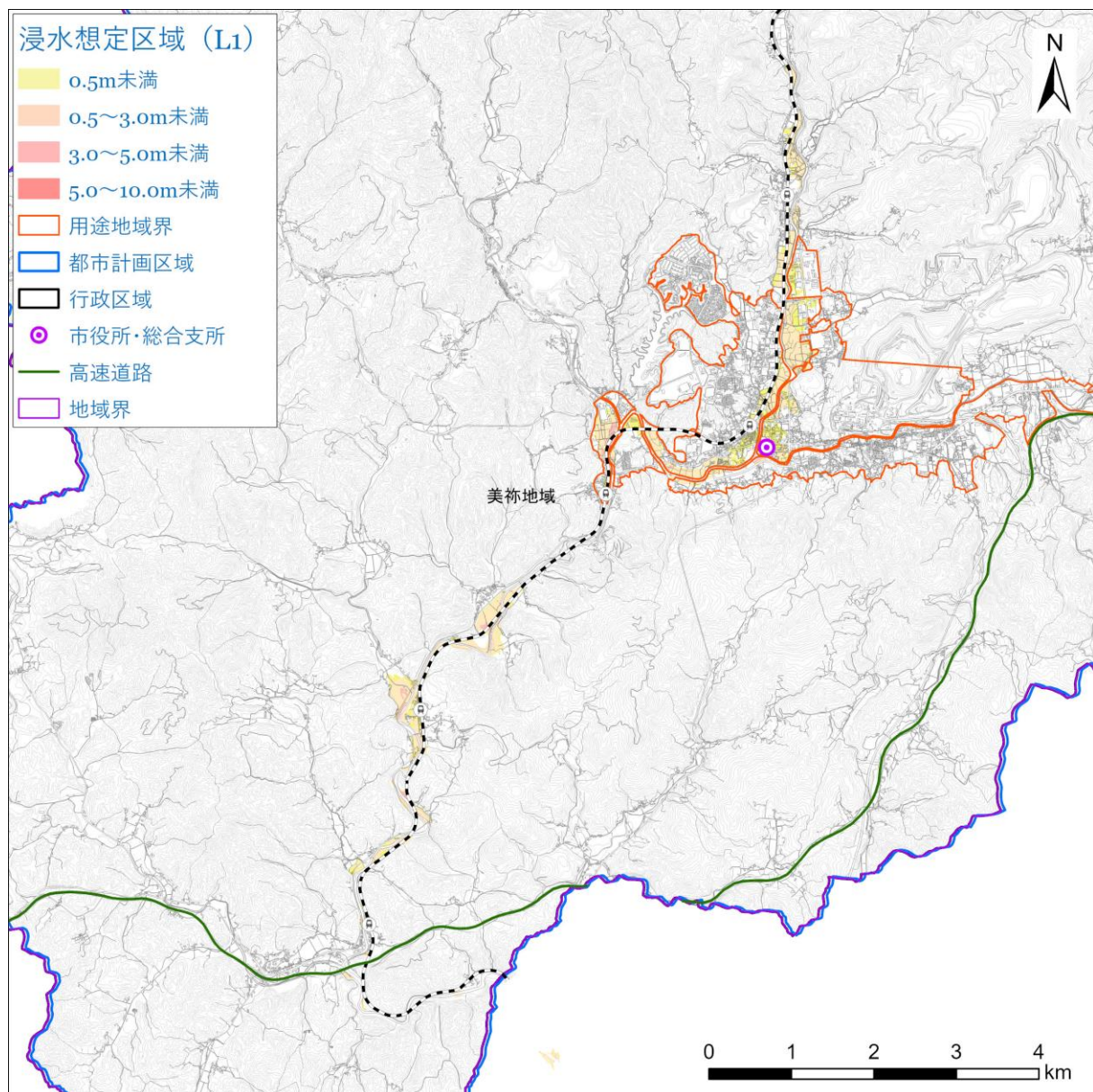


図 7-7 洪水浸水想定区域 (L1: 浸水深) 【美祢地域】

出典：山口県資料

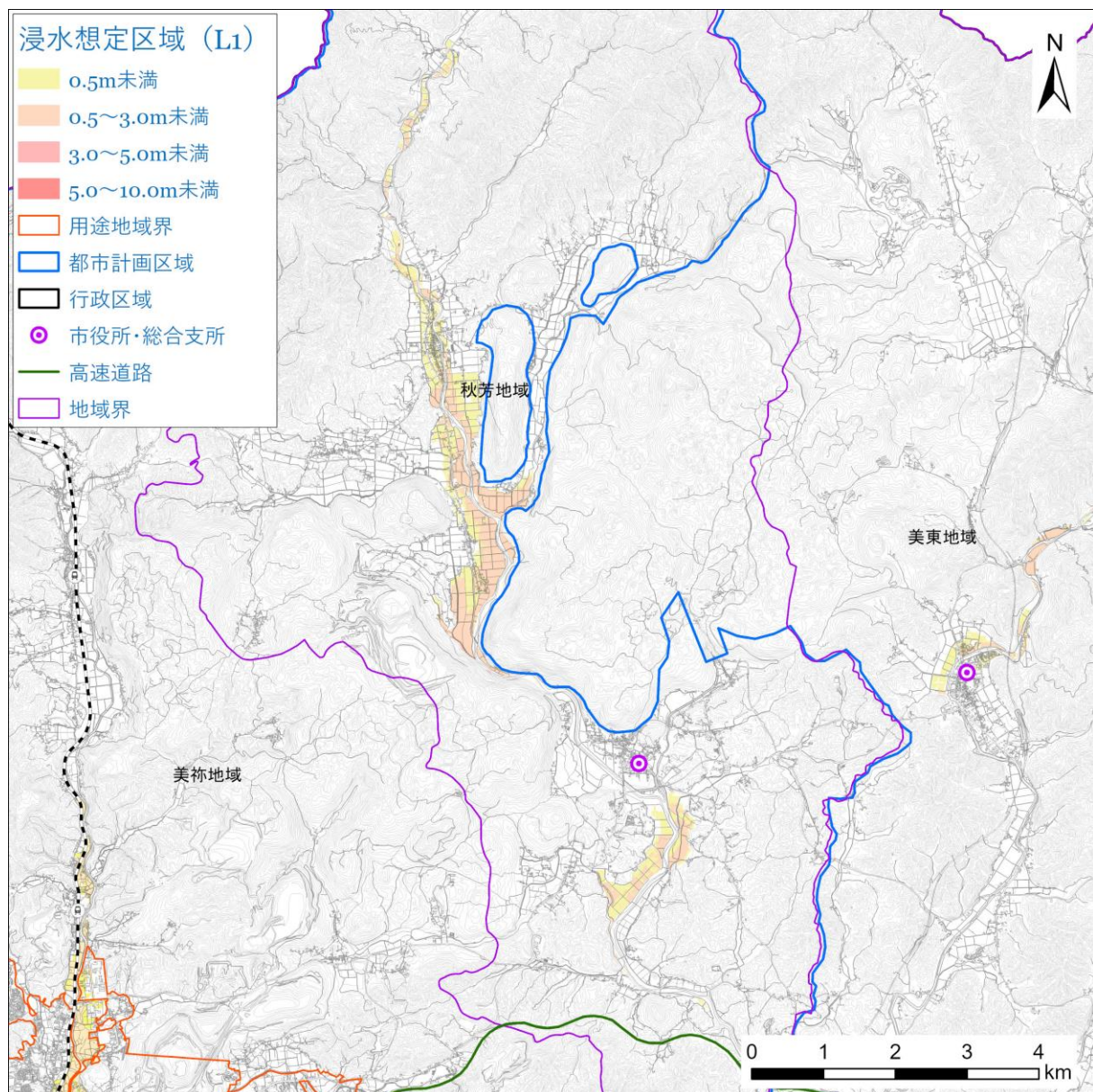


図 7-8 洪水浸水想定区域 (L2: 浸水深) 【秋芳地域】

出典：山口県資料

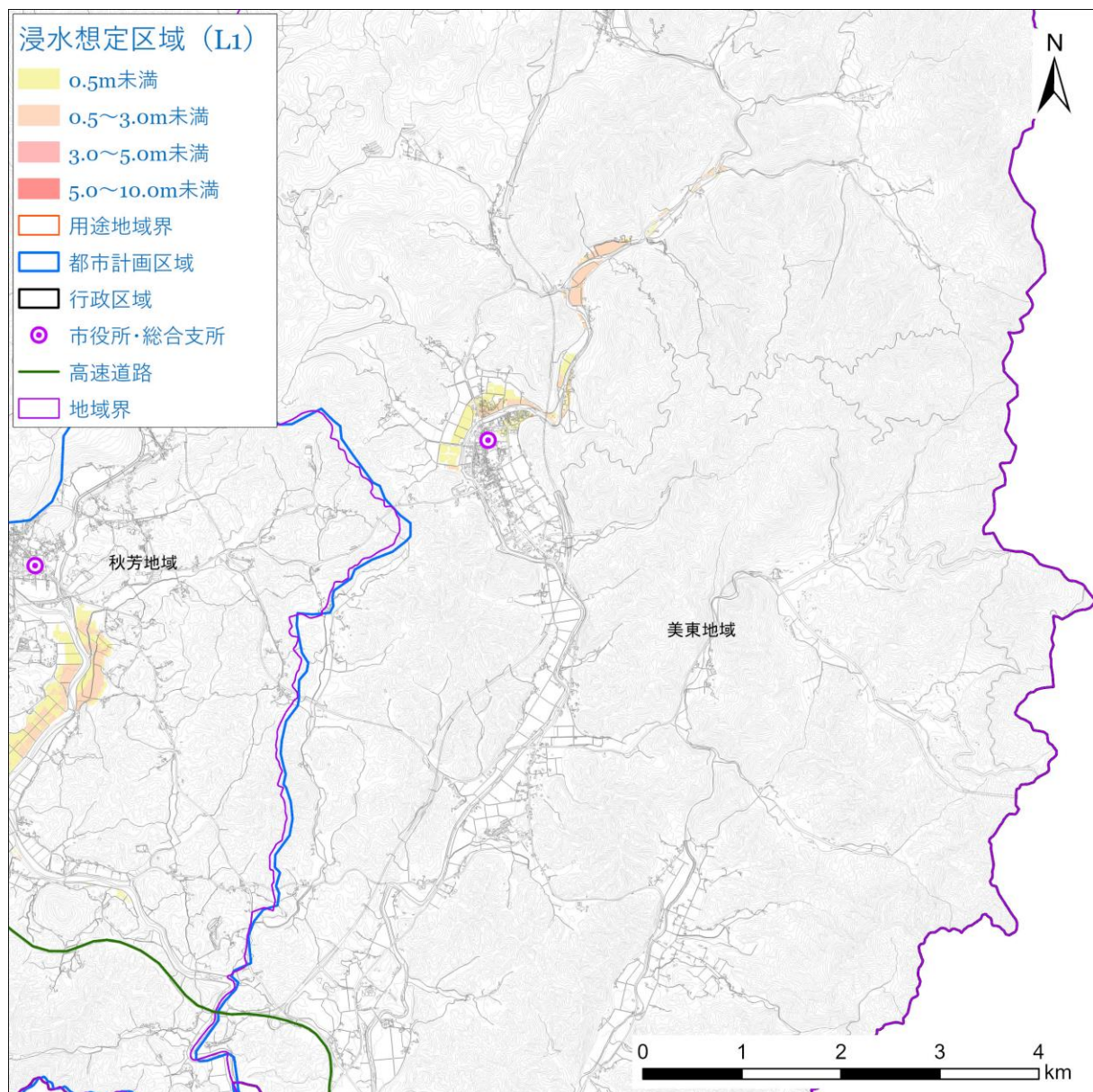


図 7-9 洪水浸水想定区域 (L1: 浸水深) 【美東地域】

出典：山口県資料

(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模 L2 河岸浸食）

家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 河岸浸食）は、3つの河川の両岸に分布している。

用途地域内では、市役所の敷地の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 河岸浸食）に含まれている。

※家屋倒壊等氾濫想定区域の基本情報は、P26 に掲載する。

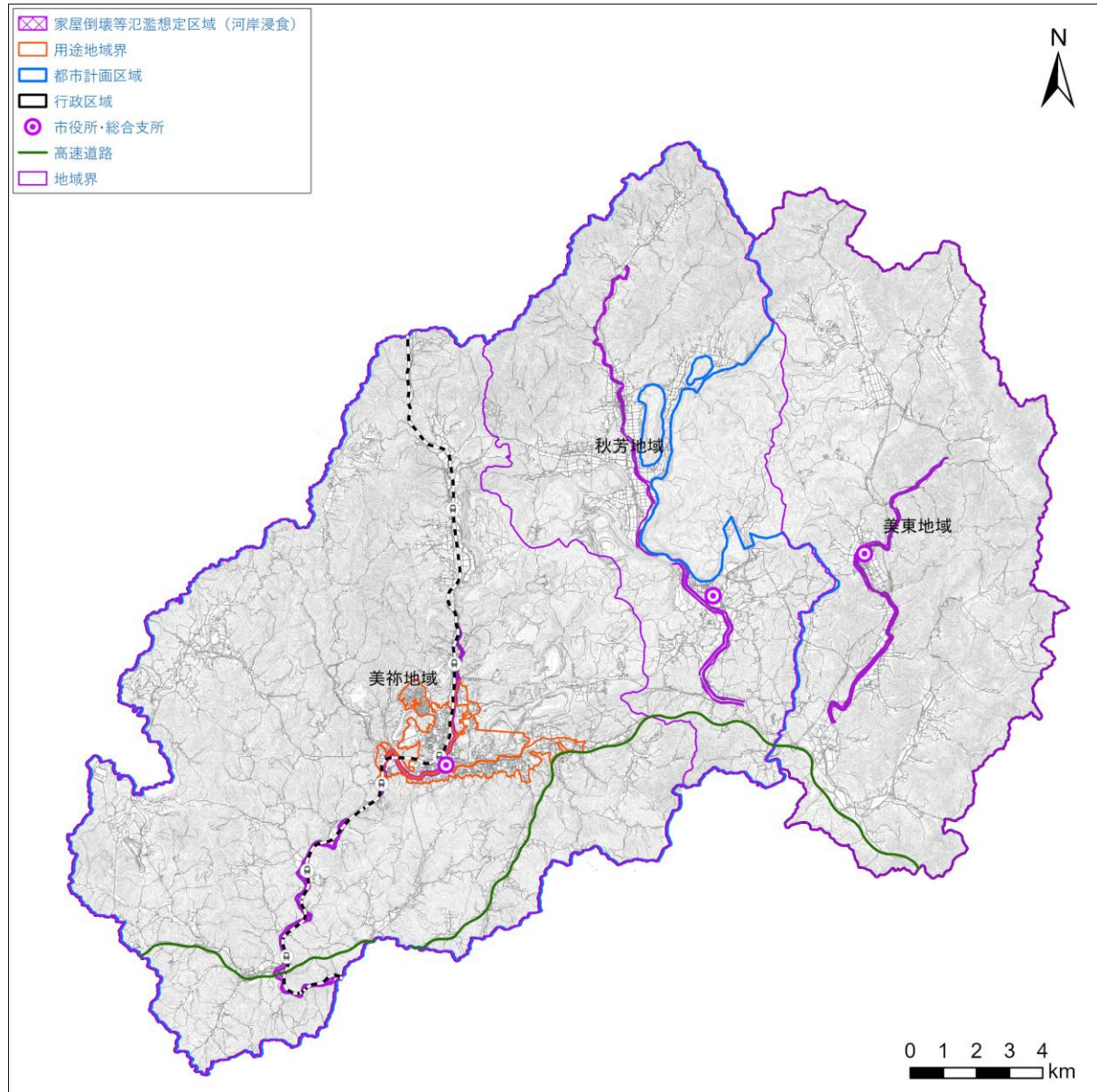


図 7-10 家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 河岸浸食）

出典：山口県資料

(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模 L2 氾濫流）

家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 氾濫流）は、厚狭川、厚東川の一部で指定されている。

用途地域内では、市役所西側の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 氾濫流）に含まれている。

※家屋倒壊等氾濫想定区域の基本情報は、P26 に掲載する。

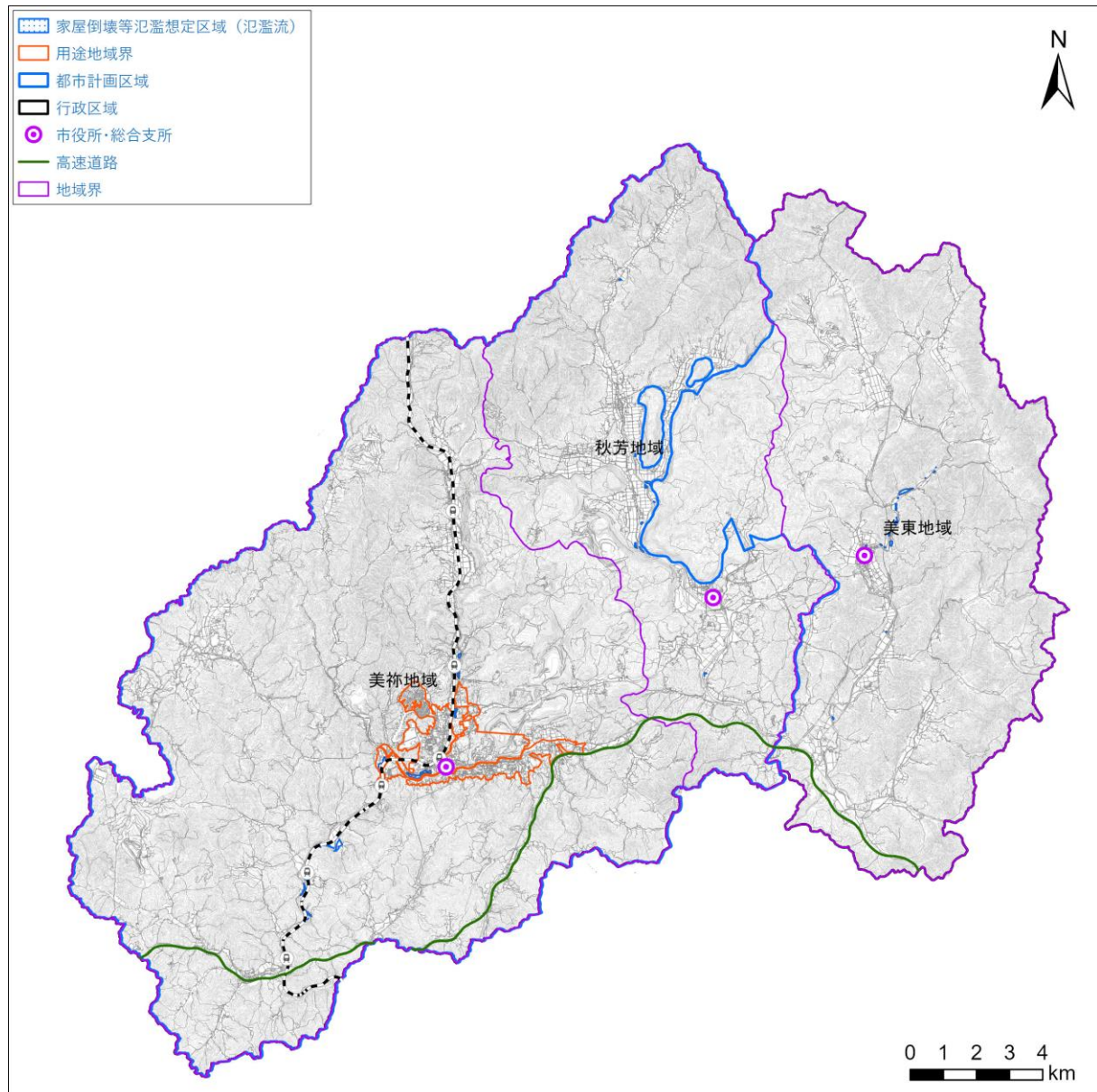


図 7-11 家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 氾濫流）

出典：山口県資料

(5) 浸水継続時間（想定最大規模 L2）

浸水継続時間（L2）は 12 時間未満の区域が大部分を占めるものの、美祢、秋芳地域の市役所・総合支所周辺では 12 時間以上の区域が点在している。

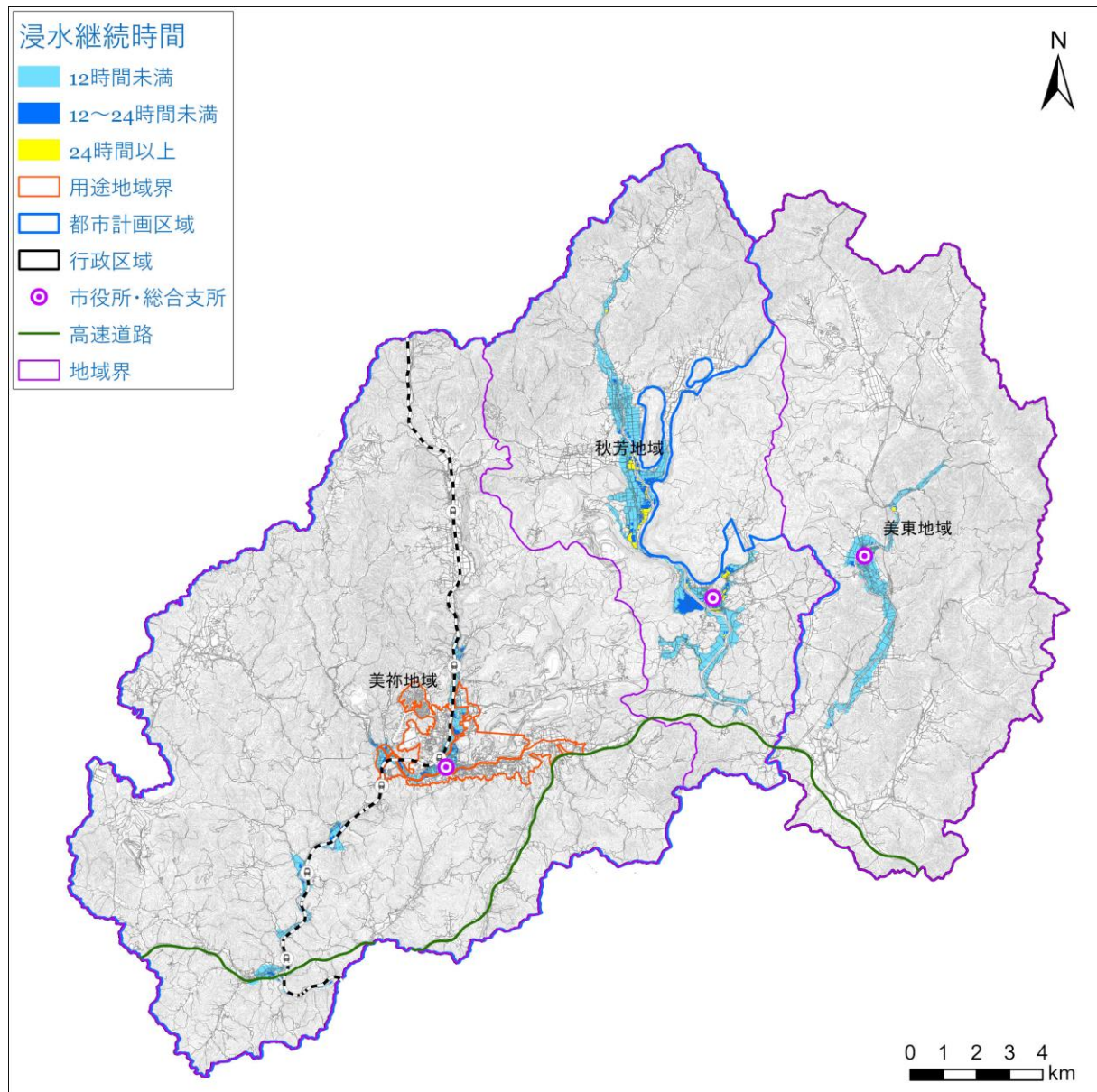


図 7-12 浸水継続時間（L2）

出典：山口県資料

2.2 土砂災害

(1) 土砂災害特別警戒区域

山間部を中心に土砂災害特別警戒区域が市内の広範囲に分布している。

また、用途地域内においても土砂災害特別警戒区域が指定されている。



図 7-13 土砂災害特別警戒区域

出典：国土数値情報 土砂災害警戒区域（2021 年 8 月時点）

(2) 土砂災害警戒区域

山間部を中心に市内の広範囲に多数の土砂災害警戒区域が分布している。

用途地域内では、美祢地域の伊佐町等で広範囲に土砂災害警戒区域が指定されている。

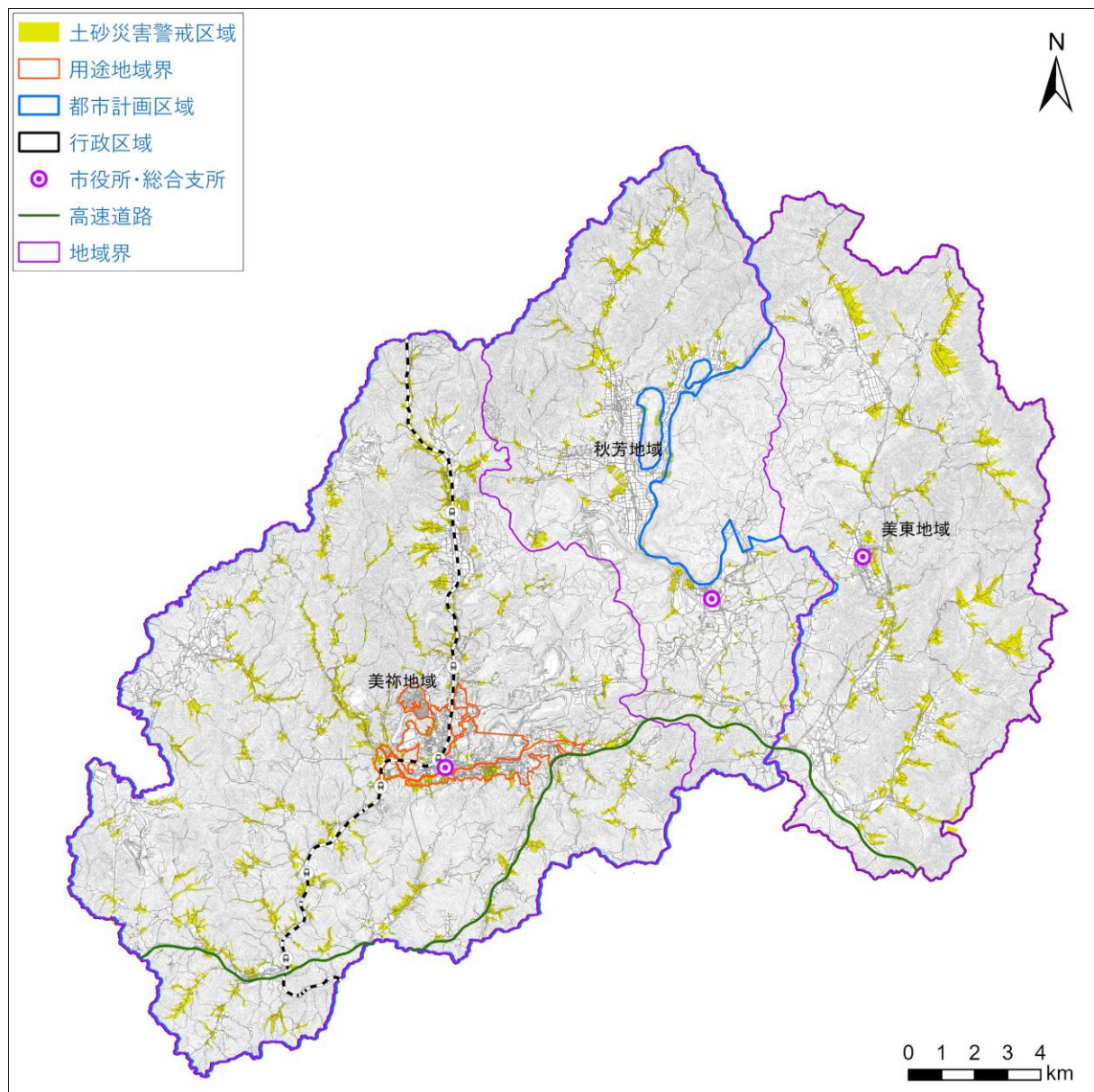


図 7-14 土砂災害警戒区域

出典：国土数値情報 土砂災害警戒区域（2021 年 8 月時点）

(3) 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地は、主に美祢地域で分布がみられる。

用途地域内では、来福台地区や美祢市立病院西側等で広範囲に存在している。

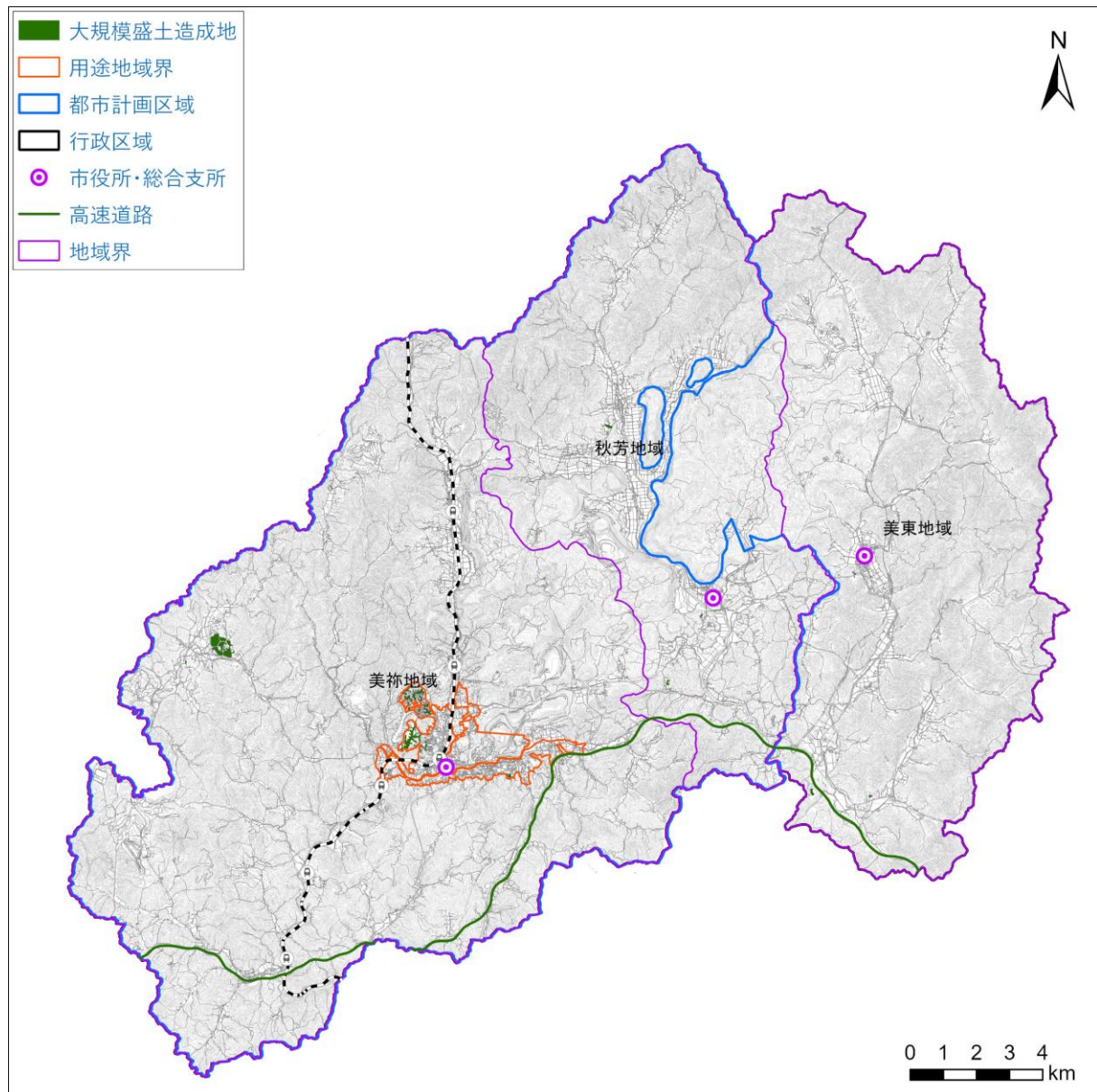


図 7-15 大規模盛土造成地

出典：美祢市資料

3 災害リスクの高い地域等の抽出

3.1 災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ

前項で収集・整理した災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせるにより、災害リスクの高い地域を抽出した。各種災害ハザード情報に重なる情報及び分析の視点は下表の通りである。

表 7-3 重ね合わせる都市の情報

重ねる情報	出典
建物（建物階数）	令和 4 年美祢市都市計画基礎調査
要配慮者利用施設	国土数値情報（福祉施設、医療施設）、美祢市（福祉施設、学校、医療機関）
指定避難所・指定緊急避難場所	美祢市 HP（指定避難所・指定緊急避難場所）（2021 年 9 月）
緊急輸送道路	国土数値情報（2021 年時点）

表 7-4 災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ

災害ハザード情報	都市の情報	分析の視点
洪水浸水想定（L2） ・ 浸水深 ・ 家屋倒壊等氾濫 想定区域	建物階数	垂直避難に対応できるか
	要配慮者利用施設	要配慮者が被害にあう懸念が無いか
	指定避難所・指定緊急避難場所	避難施設が活用できるか
	緊急輸送道路	緊急輸送道路として活用可能か
洪水浸水想定（L1） ・ 浸水深	建物階数	垂直避難に対応できるか
	要配慮者利用施設	要配慮者が被害にあう懸念が無いか
	指定避難所・指定緊急避難場所	避難施設が活用できるか
	緊急輸送道路	緊急輸送道路として活用可能か
土砂災害特別警戒 区域	建物分布	家屋の損壊や倒壊のおそれがあるか
	要配慮者利用施設	要配慮者が被害にあう懸念が無いか
土砂災害警戒区域	指定避難所・指定緊急避難場所	避難施設が活用できるか
	緊急輸送道路	緊急輸送道路として活用可能か

3.2 災害別のリスクの分析

(I) 洪水災害リスクによる分析

1) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×建物階数

洪水浸水想定区域（L2）内の建物は垂直避難が可能である2階建てが多いものの、市役所・支所周辺では0.5m～3.0m未満の区域にも平屋建てが点在している。

また、家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 河岸浸食、氾濫流）内にも建物の立地が多数みられる。

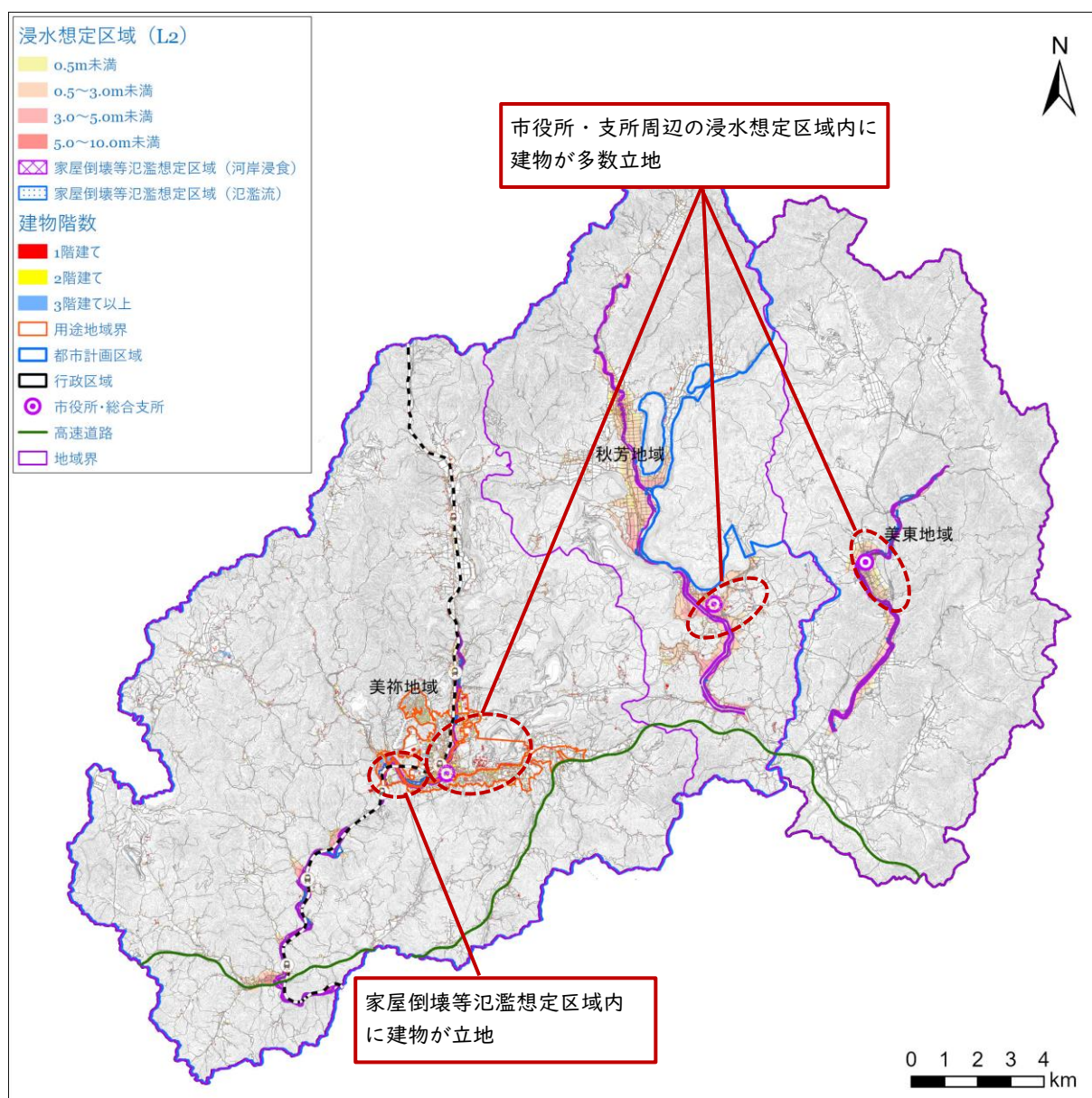


図 7-16 洪水浸水想定区域（L2）と建物階数

出典：山口県資料、都市計画基礎調査（2022年度）

※美東地域は都市計画基礎調査を実施していないため、地形図上の建物より分析を行った。

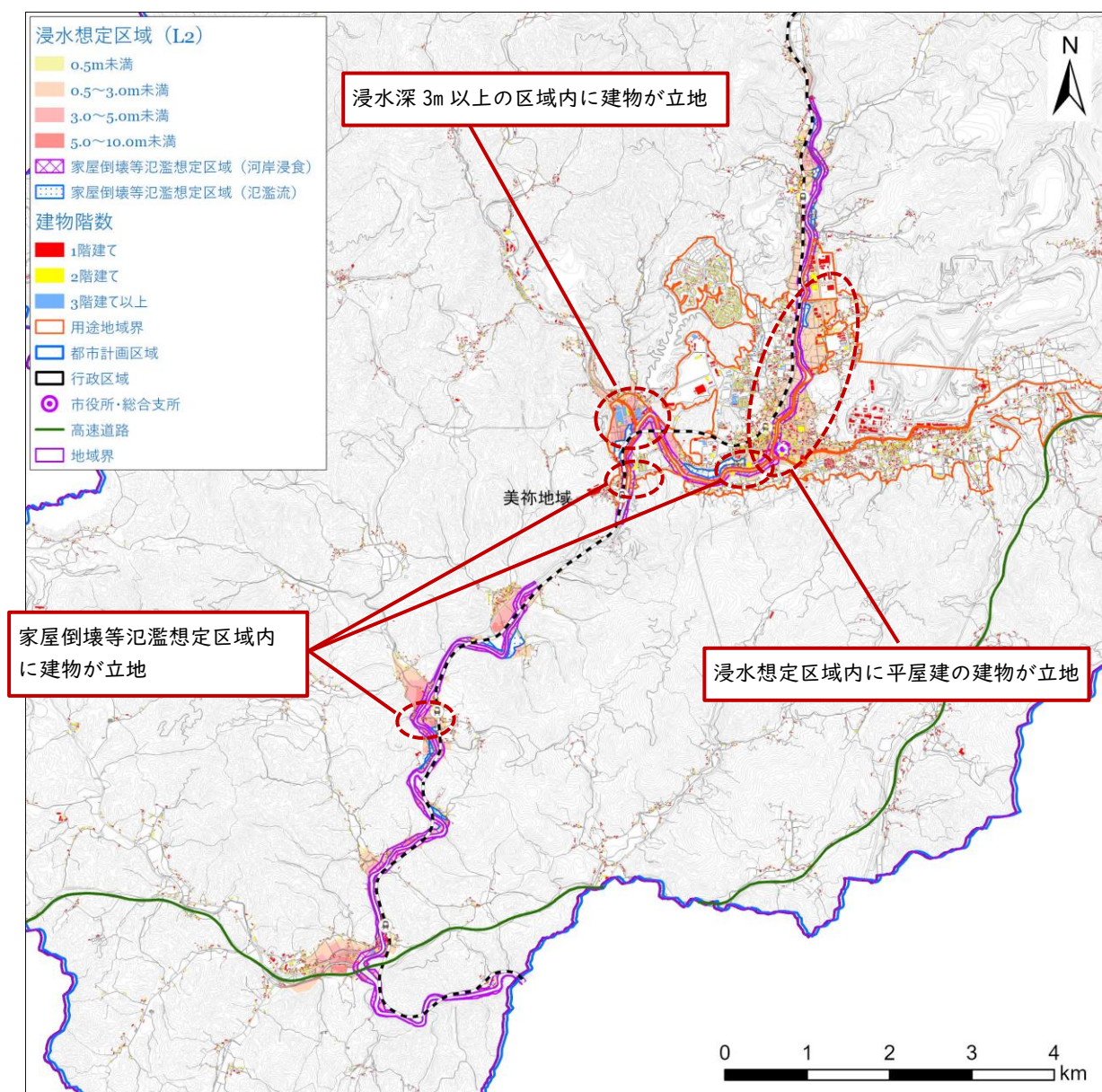


図 7-17 洪水浸水想定区域 (L2) と建物階数【美祢地域】

出典：山口県資料、都市計画基礎調査 (2022 年度)

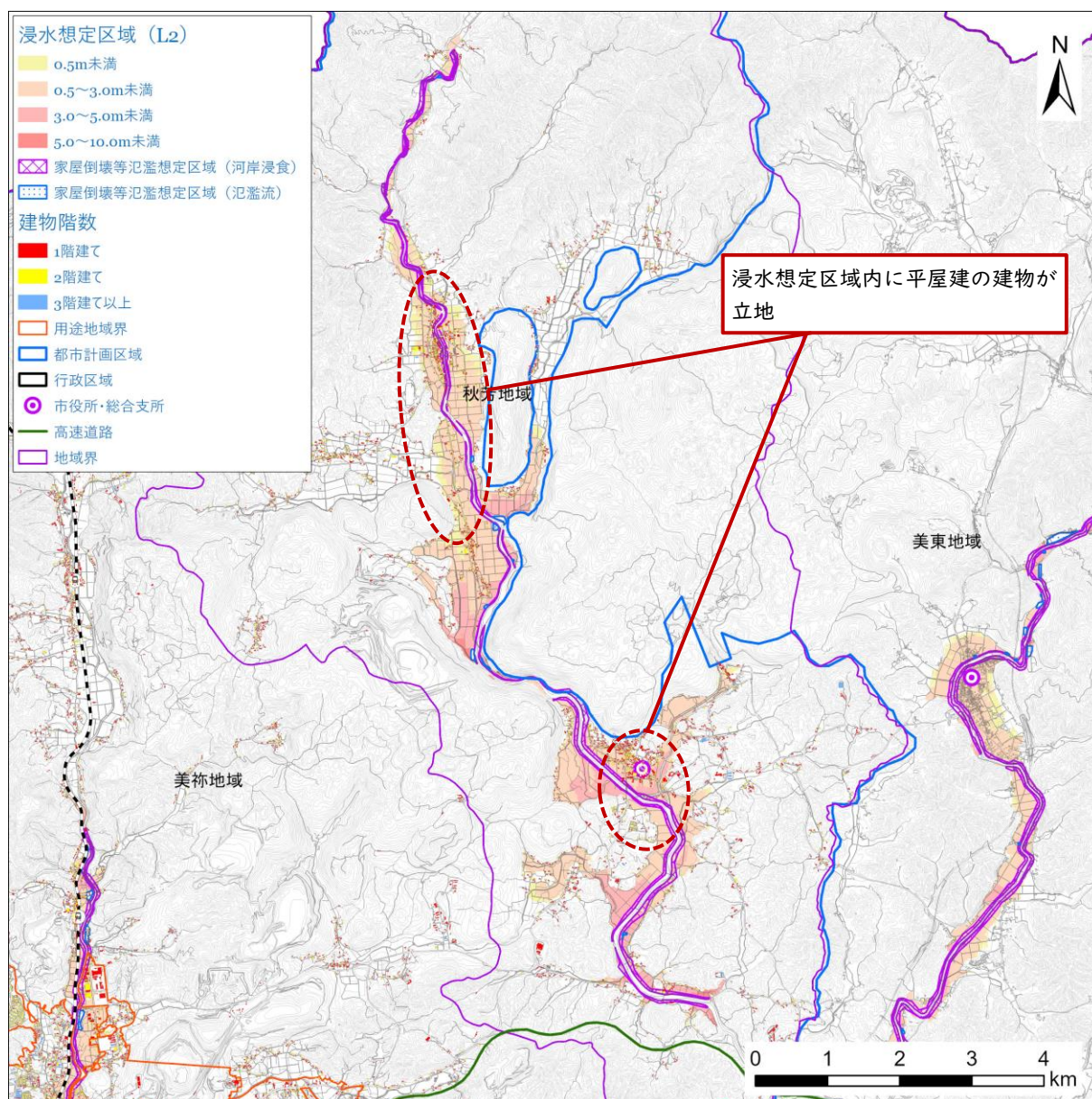


図 7-18 洪水浸水想定区域 (L2) と建物階数【秋芳地域】

出典：山口県資料、都市計画基礎調査 (2022 年度)

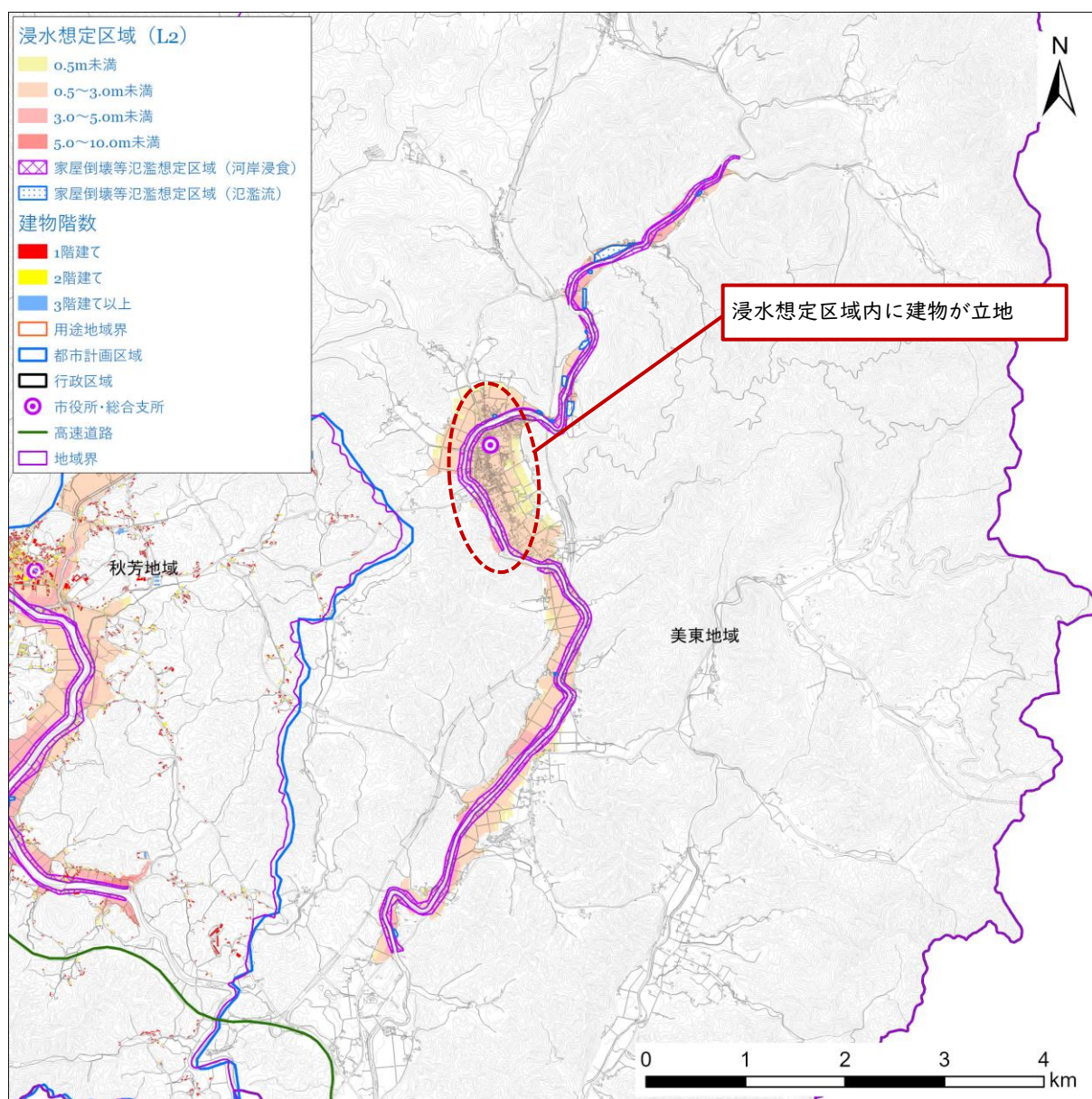


図 7-19 洪水浸水想定区域 (L2) と建物階数【美東地域】

出典：山口県資料、都市計画基礎調査 (2022 年度)

2) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×要配慮者利用施設

洪水浸水想定区域（L2）内に要配慮者利用施設の立地がみられる。

美祢地域と美東地域では家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 河岸浸食）内に、要配慮者利用施設の立地がみられる。

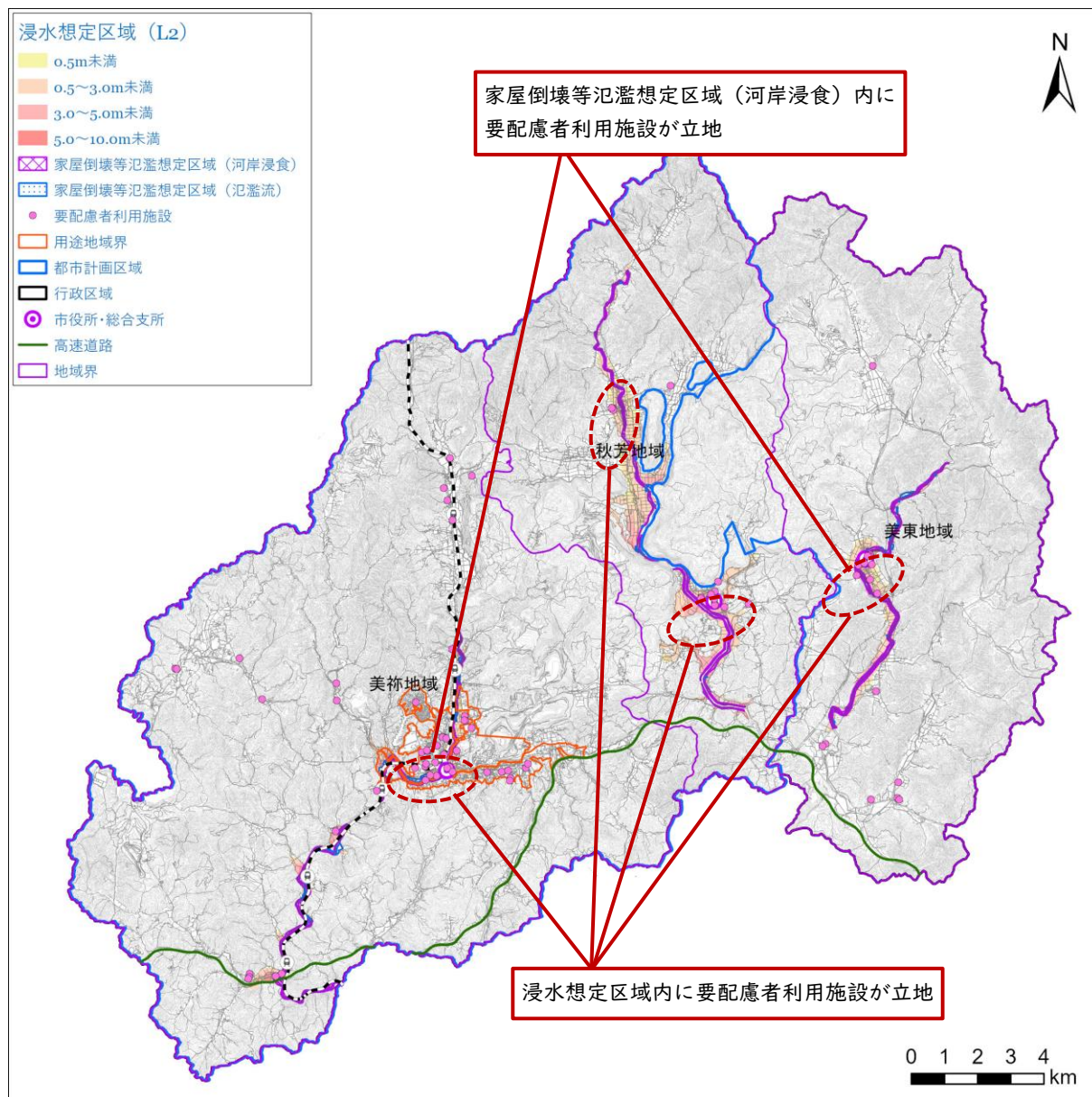


図 7-20 洪水浸水想定区域（L2）と要配慮者利用施設

出典：山口県資料、国土数値情報（福祉施設、医療施設）、美祢市（福祉施設、学校、医療施設）

3) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×指定避難所・指定緊急避難場所

市役所・支所周辺において洪水浸水想定区域（L2）内に指定避難所・指定緊急避難場所が立地している。

家屋倒壊等氾濫想定区域（L2）内に、指定避難所・指定緊急避難場所の立地はない。

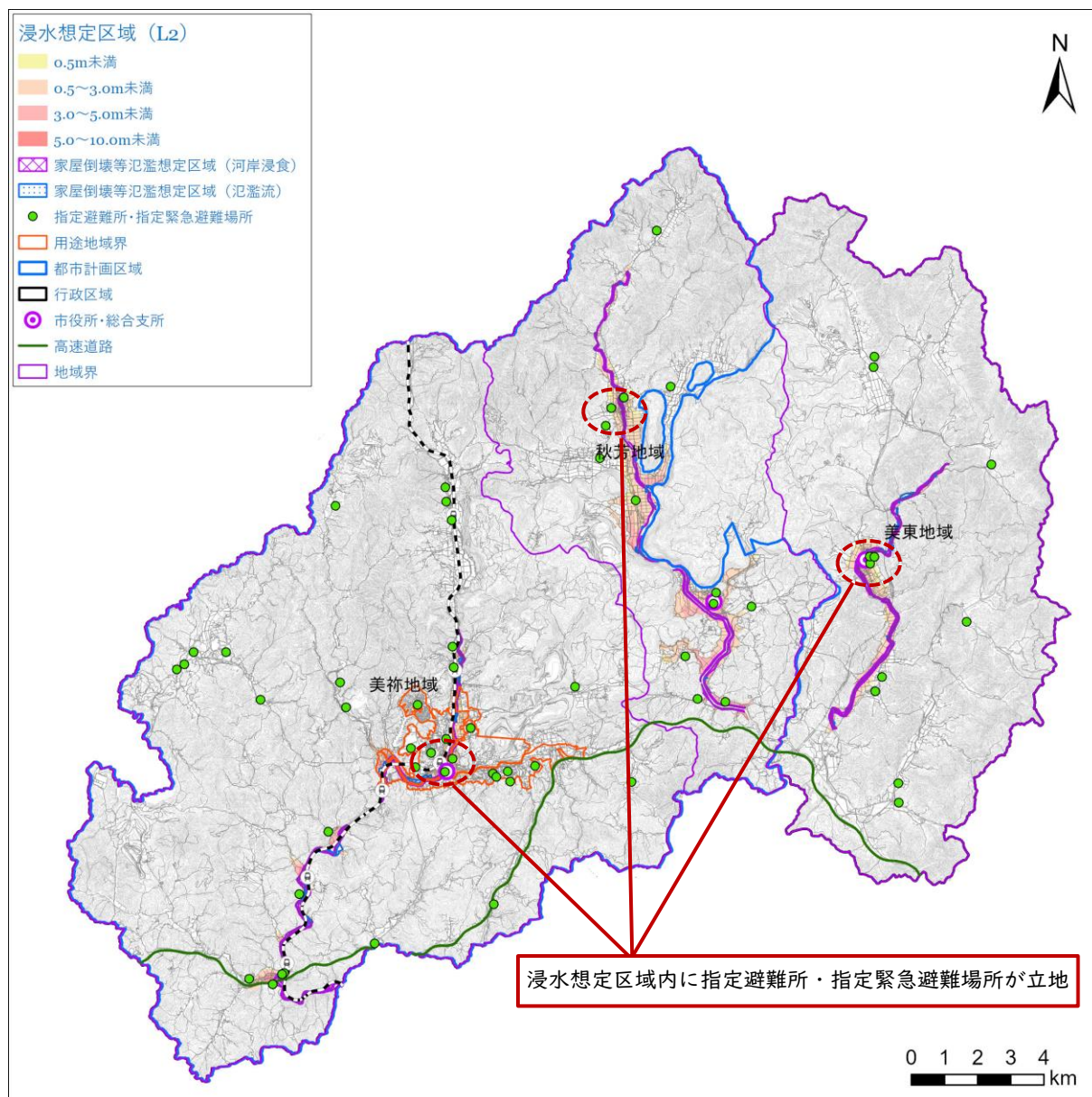


図 7-21 洪水浸水想定区域（L2）と指定避難所・指定緊急避難場所

出典：山口県資料、美禰市 HP（指定避難所・指定緊急避難場所）

4) 洪水浸水想定区域（L2：浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）×緊急輸送道路

国道 315 号や国道 436 号等、多数の第 1 次緊急輸送道路が洪水浸水想定区域（L2）に含まれている。また、国道 436 号は浸水深 5.0m 以上の区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域（L2 氾濫流）に重なっており、災害時に道路が通行不能になるおそれがある。

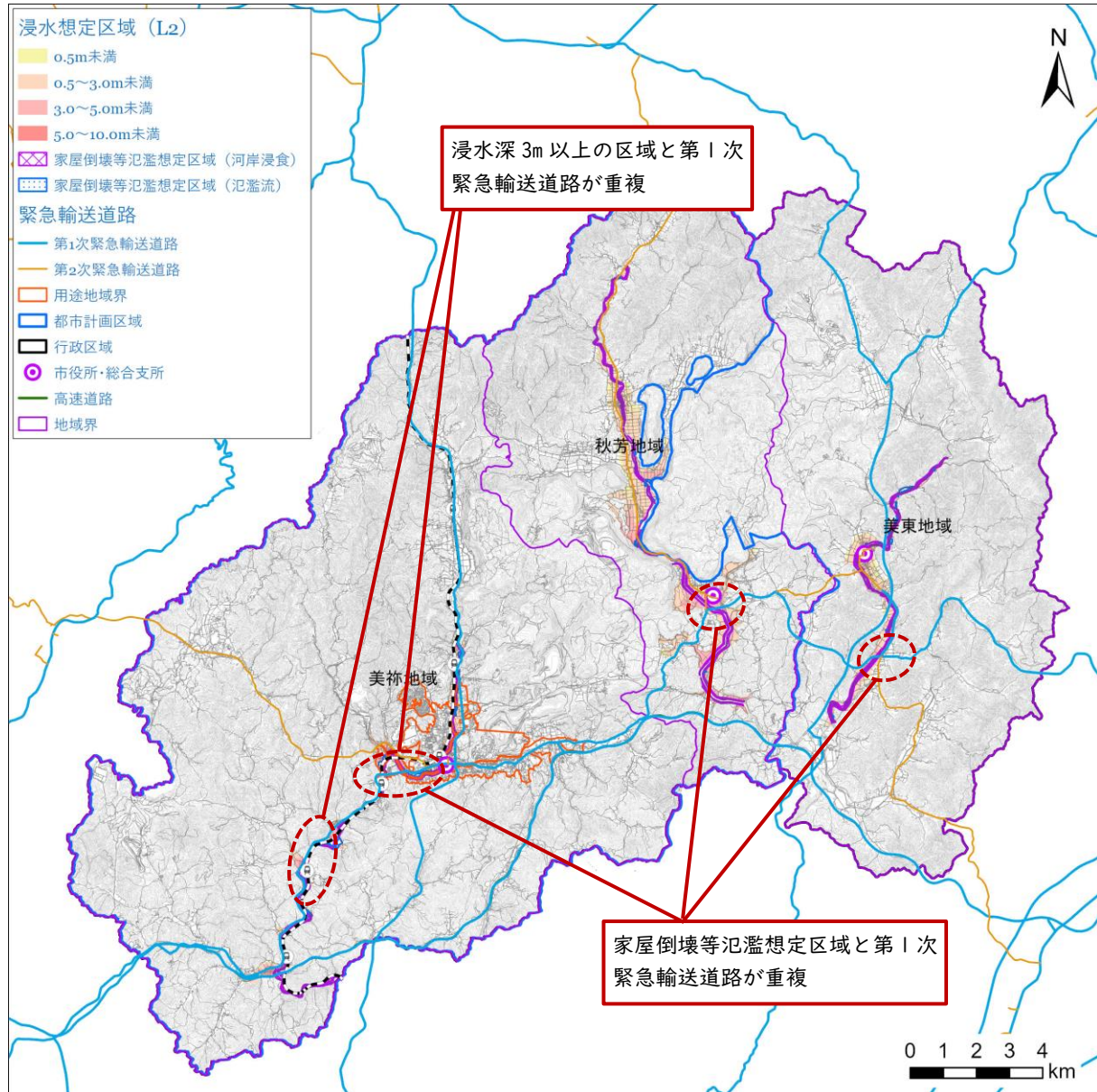


図 7-22 洪水浸水想定区域（L2）と緊急輸送道路

出典：山口県資料、国土数値情報（緊急輸送道路）

5) 洪水浸水想定区域（L1：浸水深）×建物階数

浸水想定区域（L1）内の建物は垂直避難が可能である2階建てが多いものの、市役所周辺では0.5m～3.0m未満の区域にも平屋建てが点在している。

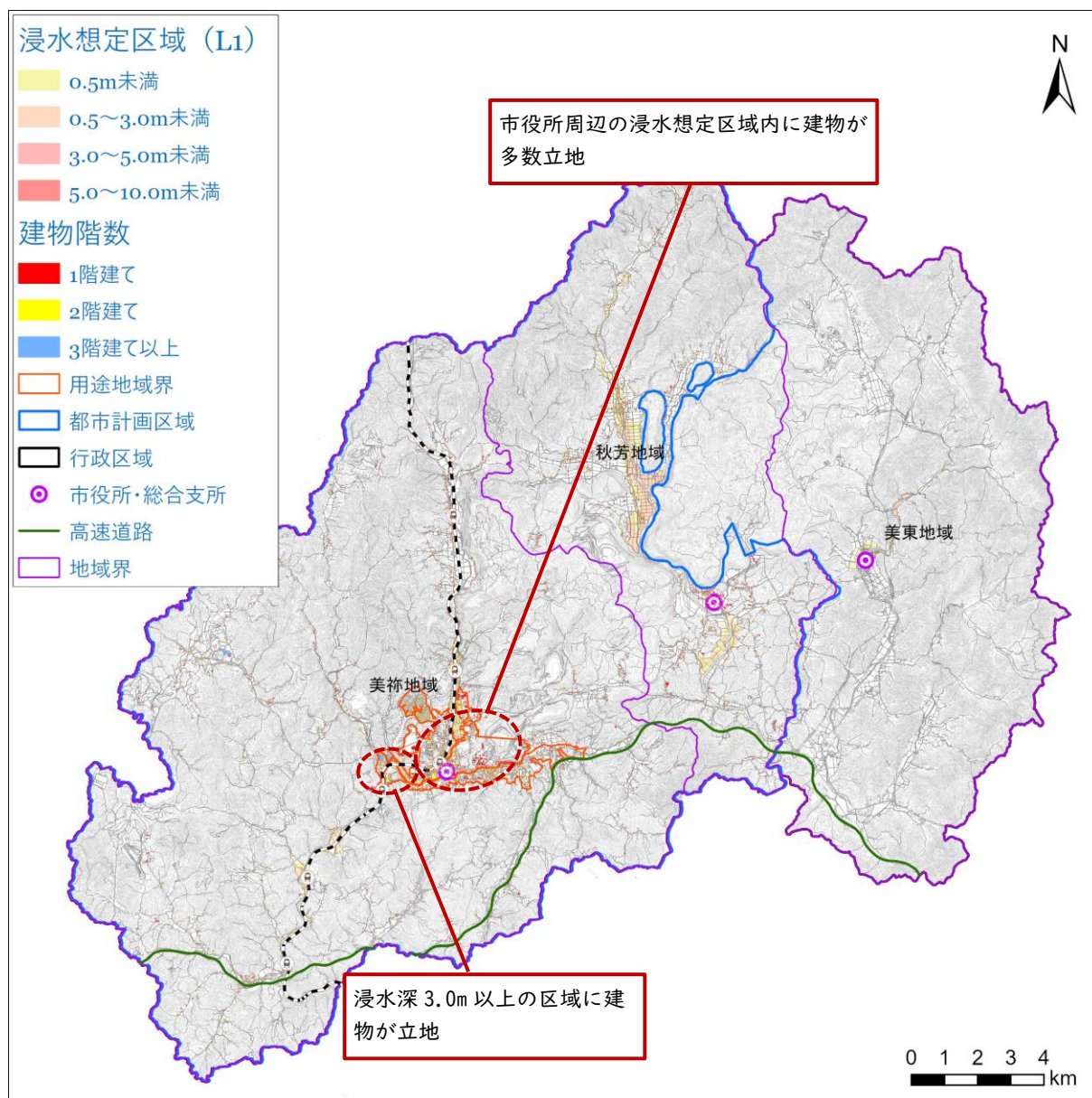


図 7-23 洪水浸水想定区域（L1）と建物階数

出典：山口県資料、都市計画基礎調査（2022 年度）

※美東地域は都市計画基礎調査を実施していないため、地形図上の建物より分析を行った。

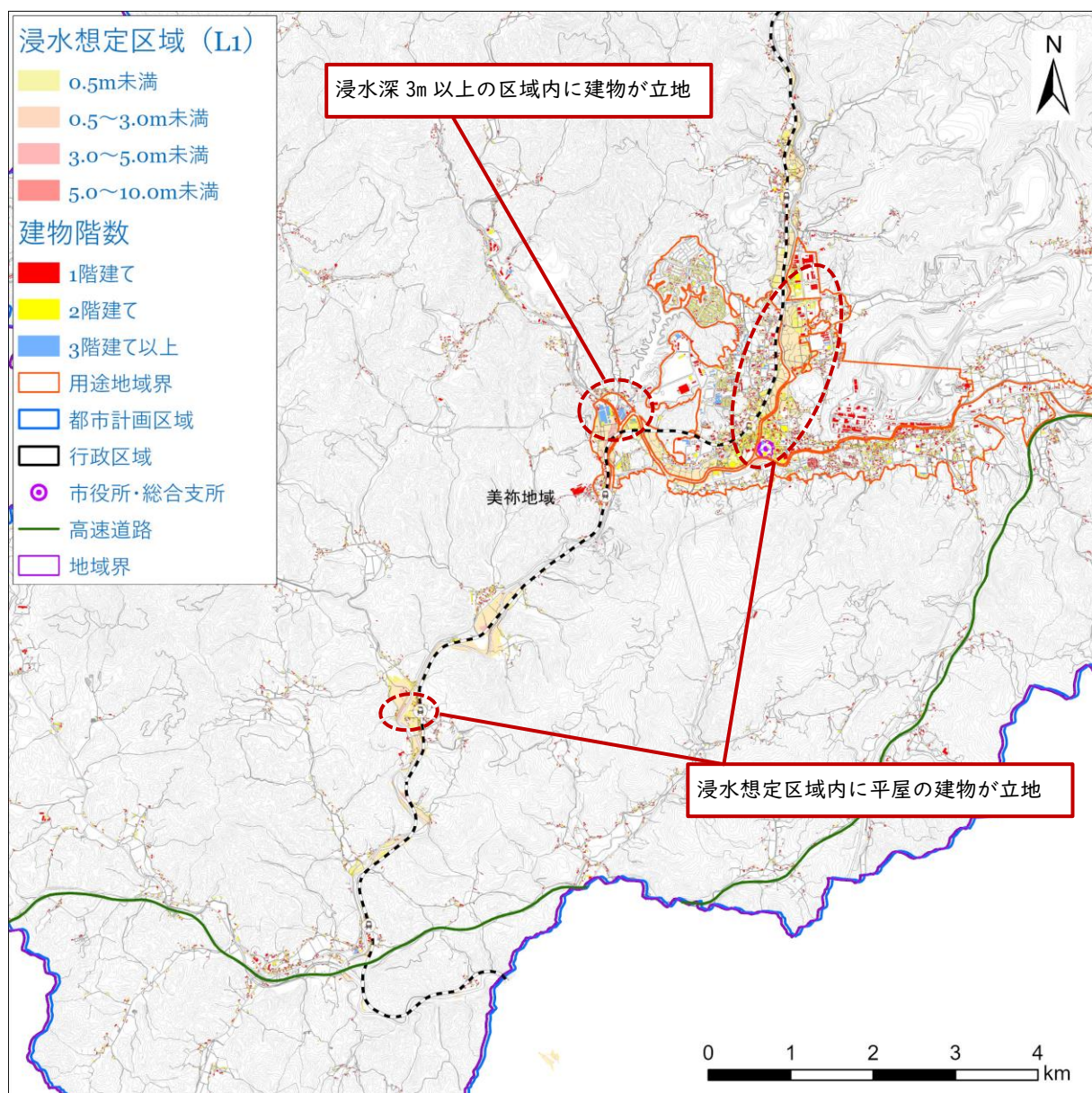


図 7-2 4 洪水浸水想定区域 (L1) と建物階数【美祢地域】

出典：山口県資料、都市計画基礎調査（2022 年度）

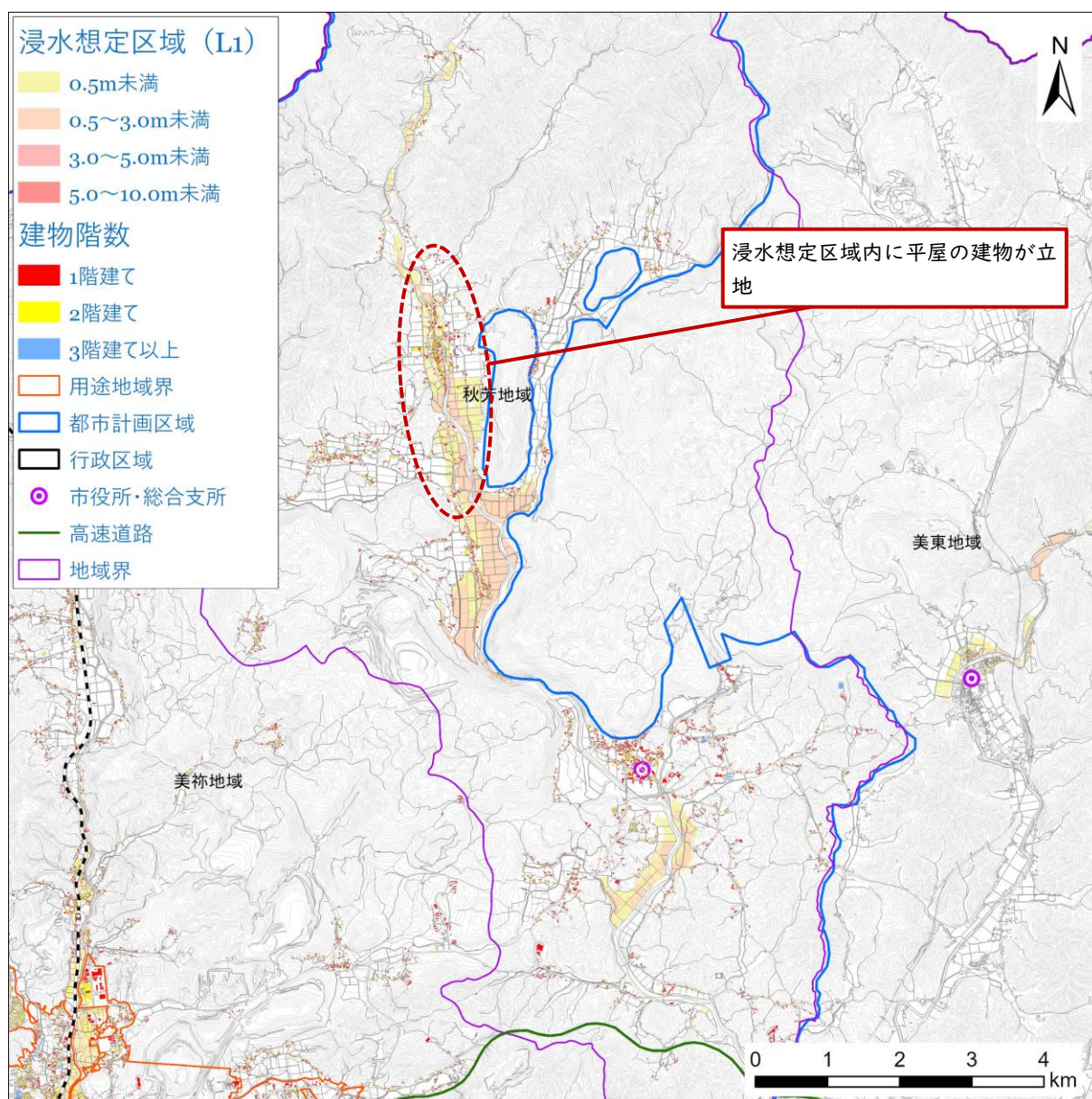


図 7-25 洪水浸水想定区域 (L1) と建物階数【秋芳地域】

出典：山口県資料、都市計画基礎調査 (2022 年度)

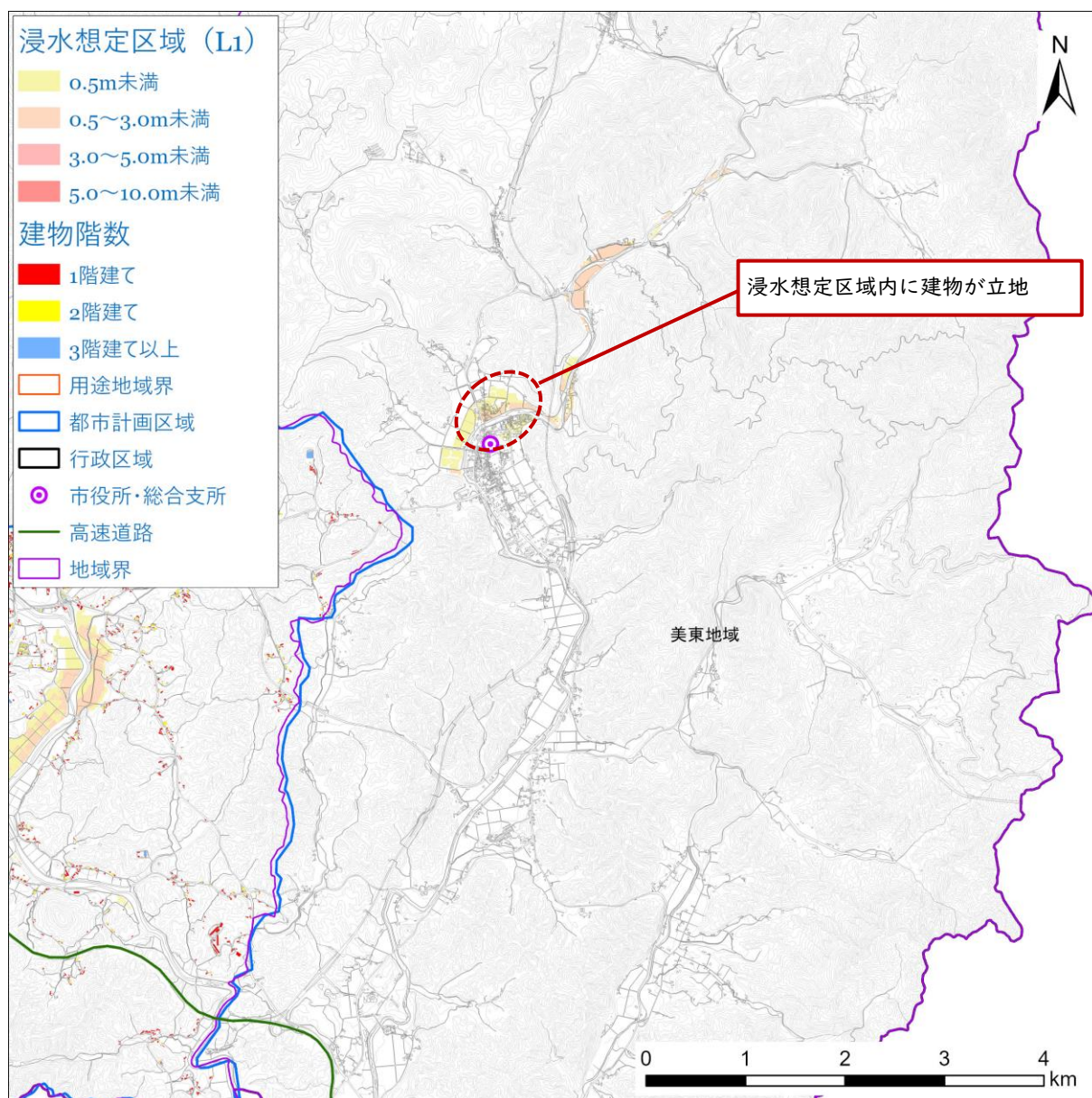


図 7-26 洪水浸水想定区域 (L1) と建物階数【美東地域】

出典：山口県資料、都市計画基礎調査 (2022 年度)

6) 洪水浸水想定区域（L1：浸水深）×要配慮者利用施設

洪水浸水想定区域（L1）内に要配慮者利用施設の立地がみられる。

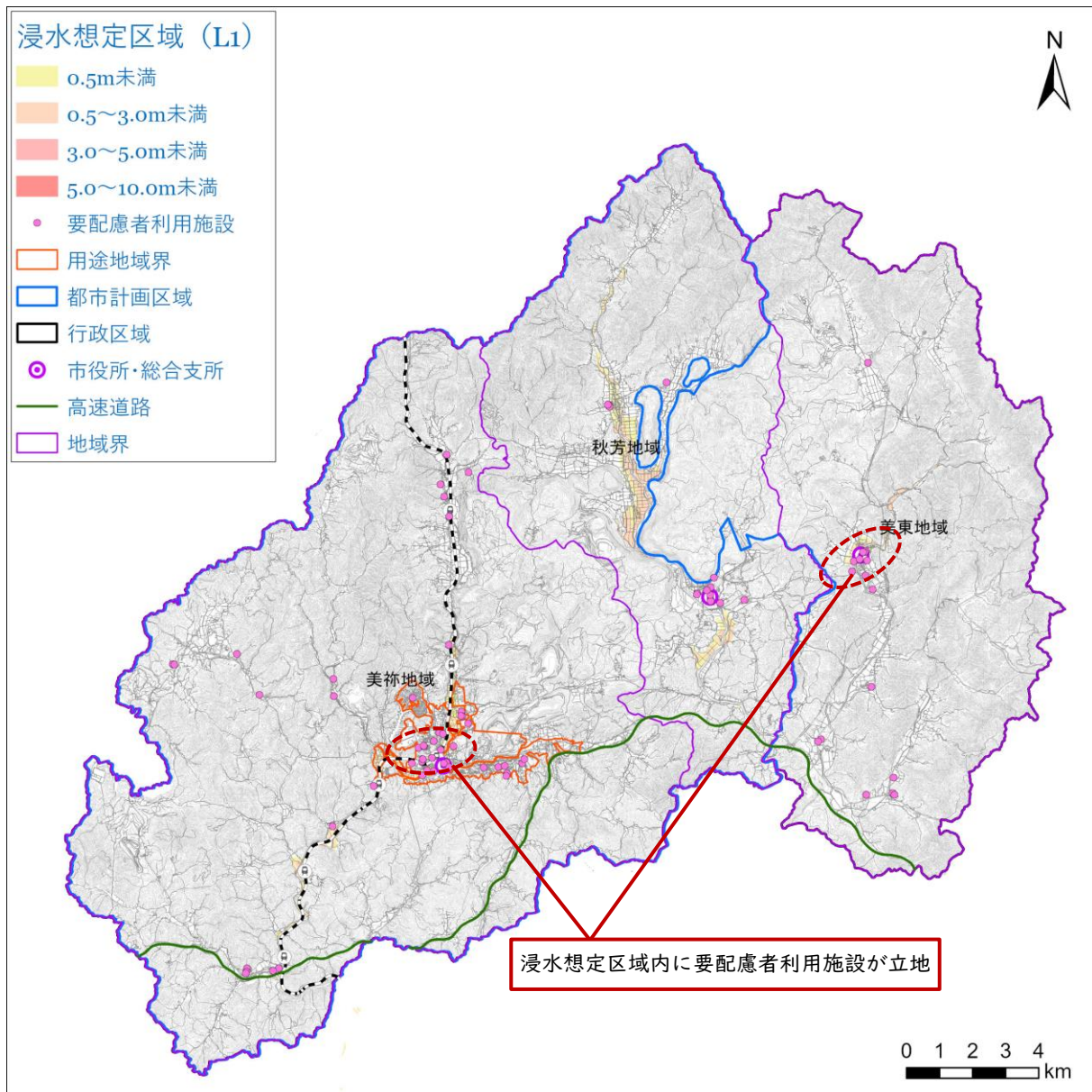


図 7-27 洪水浸水想定区域（L1）と要配慮者利用施設

出典：山口県資料、国土数値情報（福祉施設、医療施設）、美祢市（福祉施設、学校、医療施設）

7) 洪水浸水想定区域（L1：浸水深）×指定避難所・指定緊急避難場所

各地域で洪水浸水想定区域（L1）内に指定避難所・指定緊急避難場所が立地している。

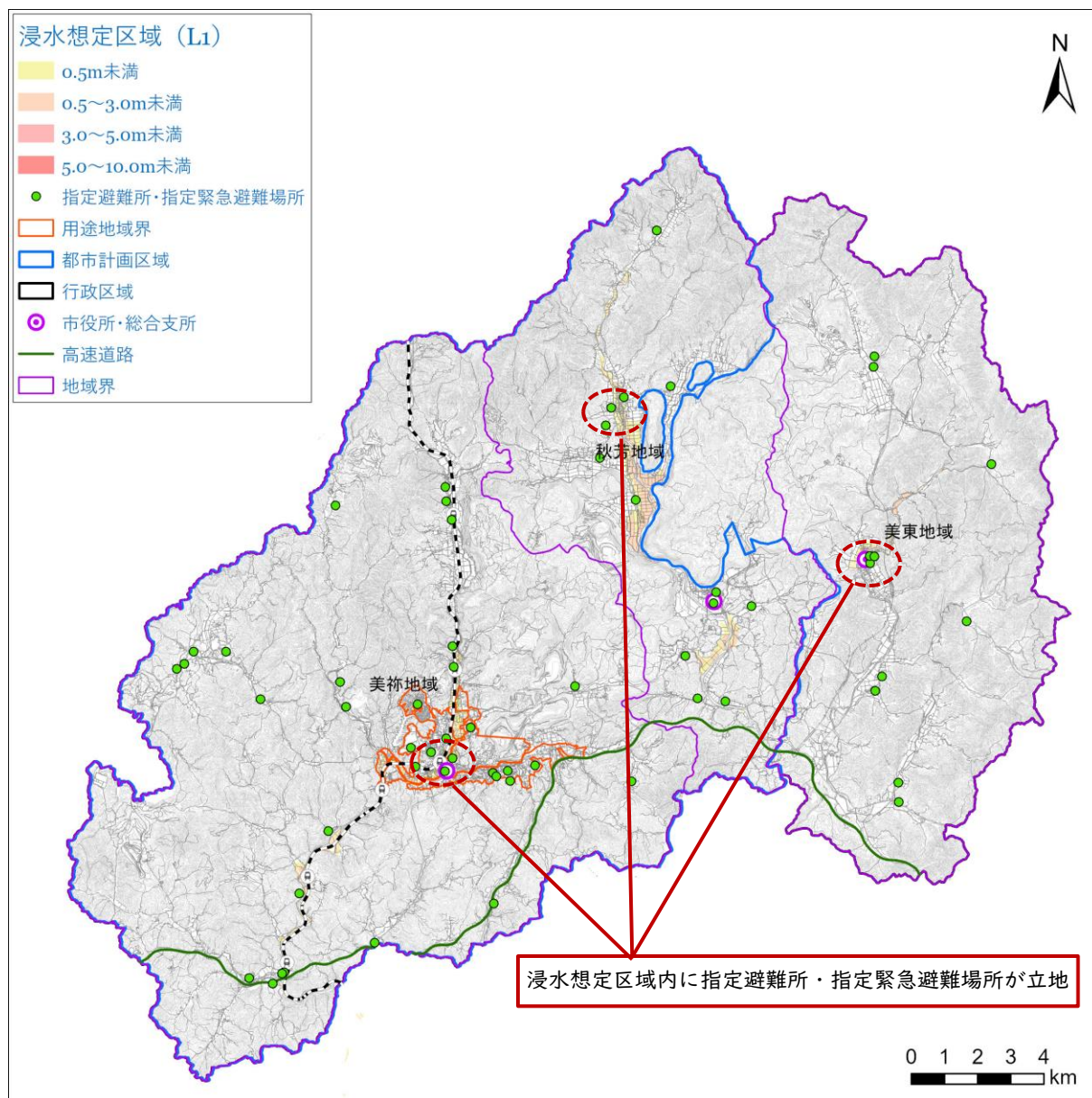


図 7-28 洪水浸水想定区域（L1）と指定避難所・指定緊急避難場所

出典：山口県資料、美禰市 HP（指定避難所・指定緊急避難場所）

8) 洪水浸水想定区域（L1：浸水深）×緊急輸送道路

国道 315 号や国道 436 号等、多数の第 1 次緊急輸送道路が洪水浸水想定区域（L1）に含まれている。また、国道 436 号の一部が浸水深 3.0m 以上の区域に重なっており、災害時に道路が通行不能になるおそれがある。

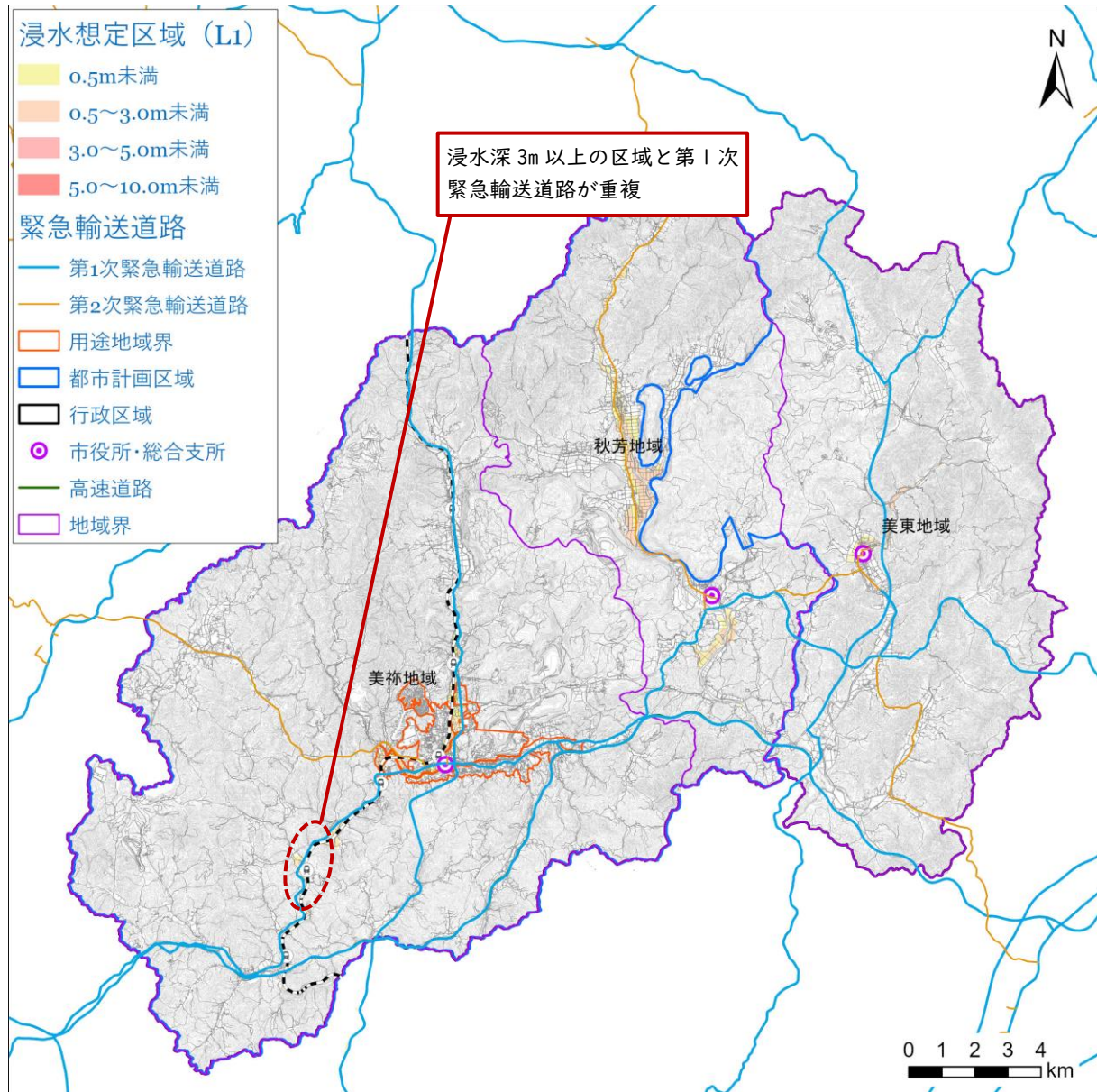


図 7-29 洪水浸水想定区域（L1）と緊急輸送道路

出典：山口県資料、国土数値情報（緊急輸送道路）

(2) 土砂災害によるリスク分析

1) 土砂災害特別警戒区域×建物分布

土砂災害特別警戒区域は市内に多数点在しており、区域内での建物の立地も複数みられる。また、用途地域内にも土砂災害特別警戒区域が存在しており、建物の立地がみられる。

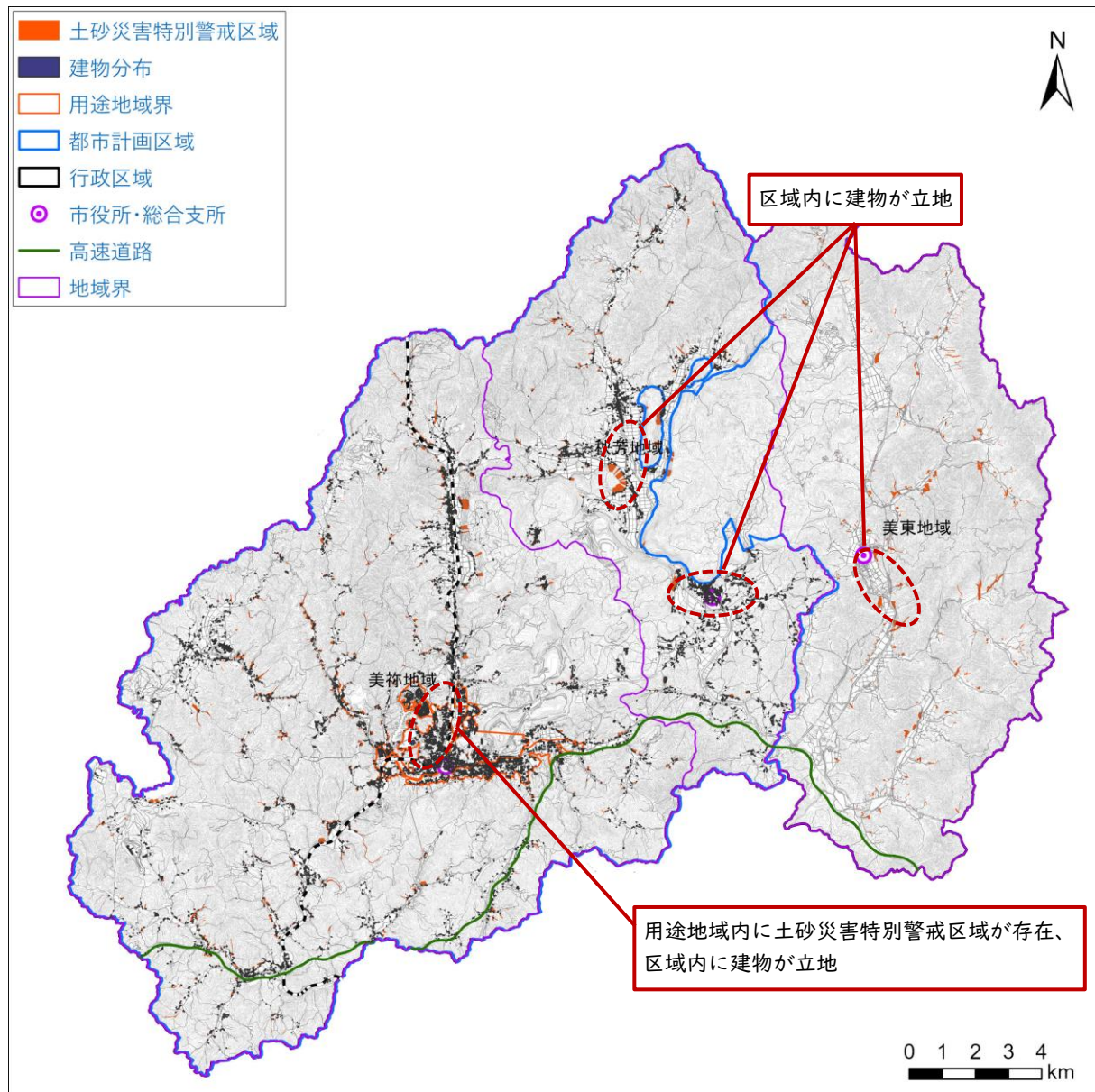


図 7-30 土砂災害特別警戒区域と建物分布

出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域）、都市計画基礎調査（2022年度）

2) 土砂災害特別警戒区域×要配慮者利用施設

要配慮者利用施設のうち、美東地域に立地する美東病院の敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

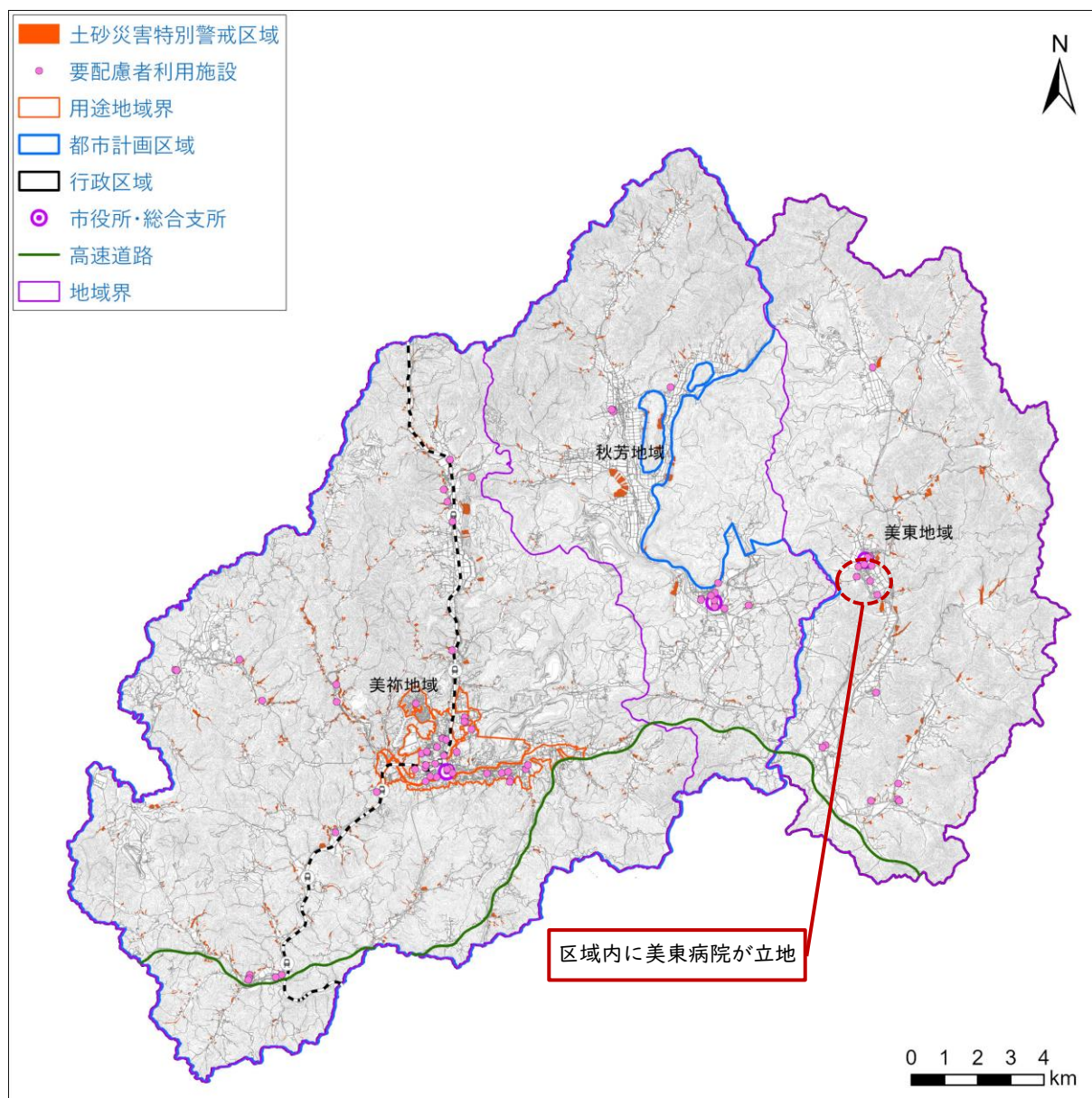


図 7-31 土砂災害特別警戒区域と要配慮者利用施設

出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域、福祉施設、医療施設）、美祢市（福祉施設、学校、医療施設）

3) 土砂災害警戒区域×指定避難所・指定緊急避難場所

土砂災害警戒区域は市内に広範囲に点在しており、警戒区域内への指定避難所・指定緊急避難場所の立地もみられる。

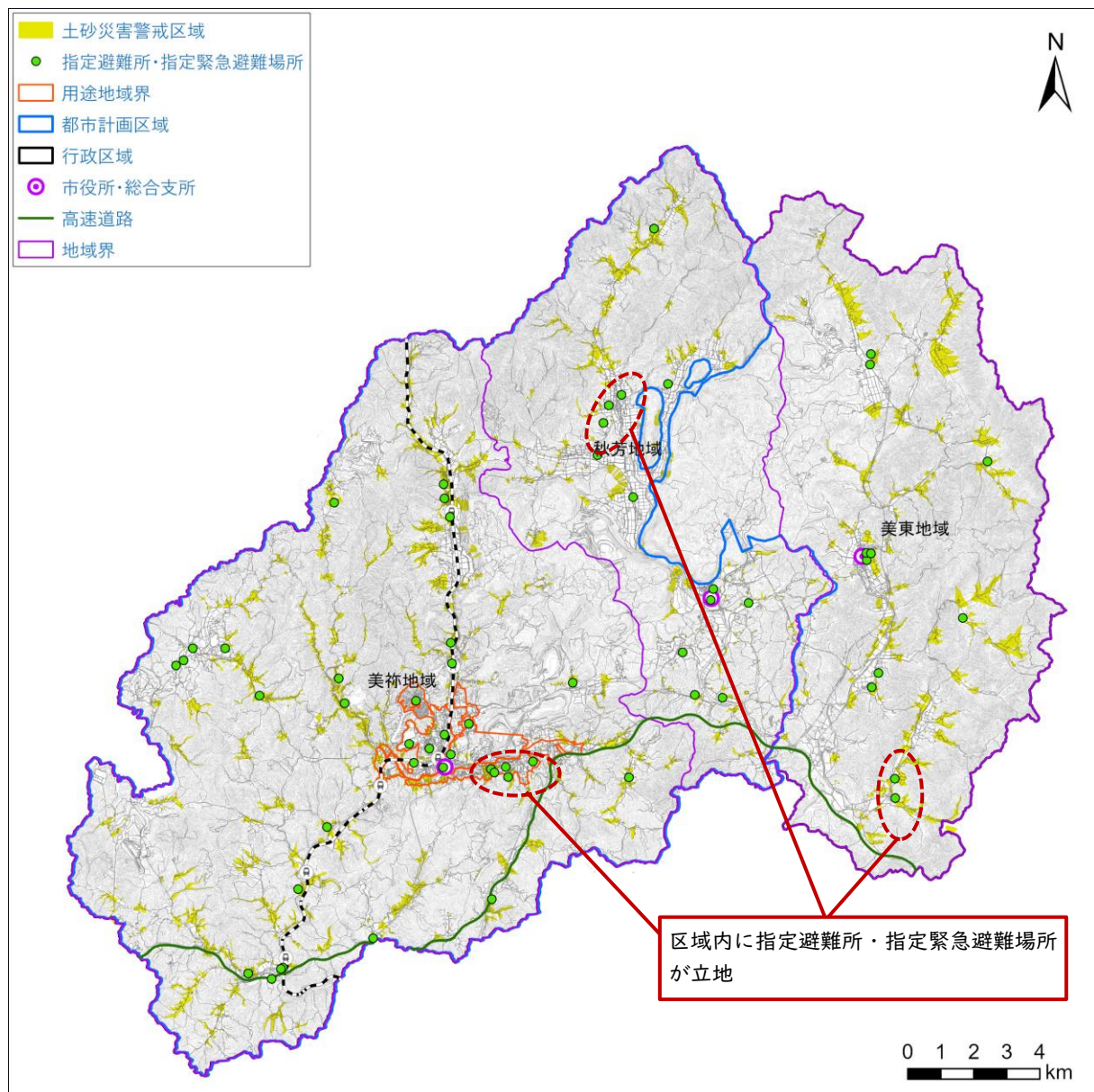


図 7-3 2 土砂災害警戒区域と指定避難所・指定緊急避難場所

出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域）、美祢市 HP（指定避難所・指定緊急避難場所）

4) 土砂災害警戒区域×緊急輸送道路

国道 315 号や国道 436 号等、多数の第Ⅰ次緊急輸送道路の一部が、土砂災害警戒区域と重複しており、災害時に道路が通行不能になるおそれがある。

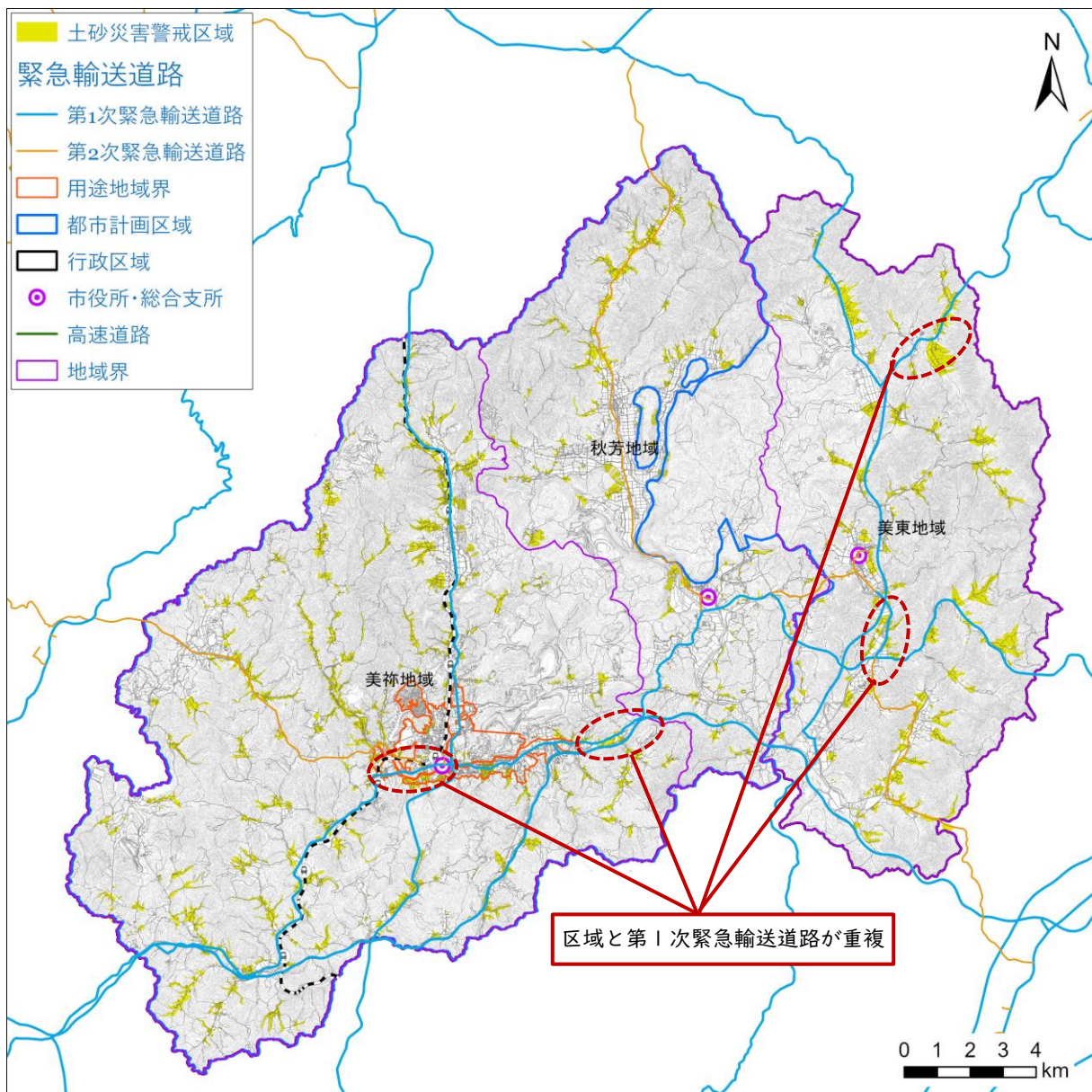


図 7-33 土砂災害警戒区域と緊急輸送道路

出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域、緊急輸送道路）

4 地域ごとの防災上の課題の整理

都市計画マスタープランにおける地域区分を踏襲し、本市を美祢地域、秋芳地域、美東地域の3地域に分割して、地域ごとの防災上の課題を整理した。

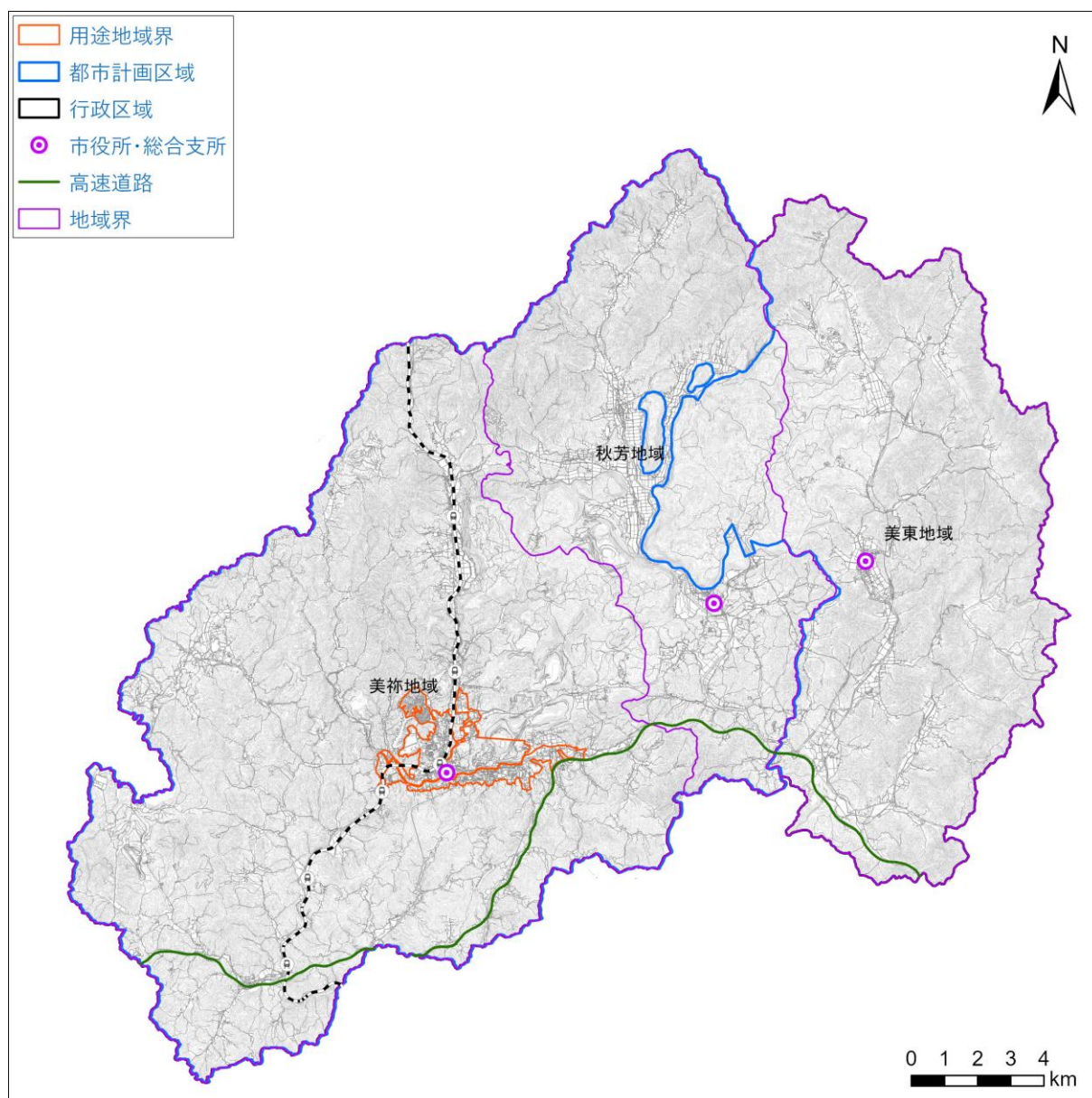


図 7-34 地域区分図

4.1 美祢地域における防災上の課題

表 7-5 美祢地域における防災上の課題一覧

災害種別	防災上の課題
洪水災害	- 用途地域内の浸水深（L2）0.5～3.0m 未満の箇所に建物が分布しており、建物上層階への垂直避難による住民等の安全確保が必要となる。 - 浸水想定区域内に、平屋建ての建物や要配慮者利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難体制の構築が求められる。 - 浸水深 3.0m 以上の箇所や家屋倒壊等氾濫想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断されるおそれがある。
土砂災害	- 用途地域内を含む広範囲に土砂災害特別警戒区域が指定されており、区域内に建物が立地しているため、移転等も含めた対応が必要である。 - 土砂災害警戒区域やその周辺に要配慮者利用施設や指定避難所・指定緊急避難場所が立地しているため、円滑な避難体制の構築や危険箇所の調査等、事前の対策が必要となる。 - 土砂災害警戒区域に緊急輸送道路が含まれており、道路が寸断されるおそれがある。



図 7-35 美祢地域における防災上の課題

4.2 秋芳地域における防災上の課題

表 7-6 秋芳地域における防災上の課題一覧

災害種別	防災上の課題
洪水災害	・ 総合支所周辺の浸水深 (L2) 0.5～3.0m 未満の箇所に建物が分布しており、建物上層階への垂直避難による住民等の安全確保が必要となる。 ・ 浸水想定区域内に、平屋建ての建物や要配慮者利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難体制の構築が求められる。 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断されるおそれがある。
土砂災害	・ 地域の広範囲に土砂災害警戒区域が指定されており、区域内に建物や指定避難所・指定緊急避難場所が立地しているため、迅速な避難が求められる。 ・ 緊急輸送道路の一部が土砂災害警戒区域に含まれており、災害時に道路が寸断されるおそれがある。

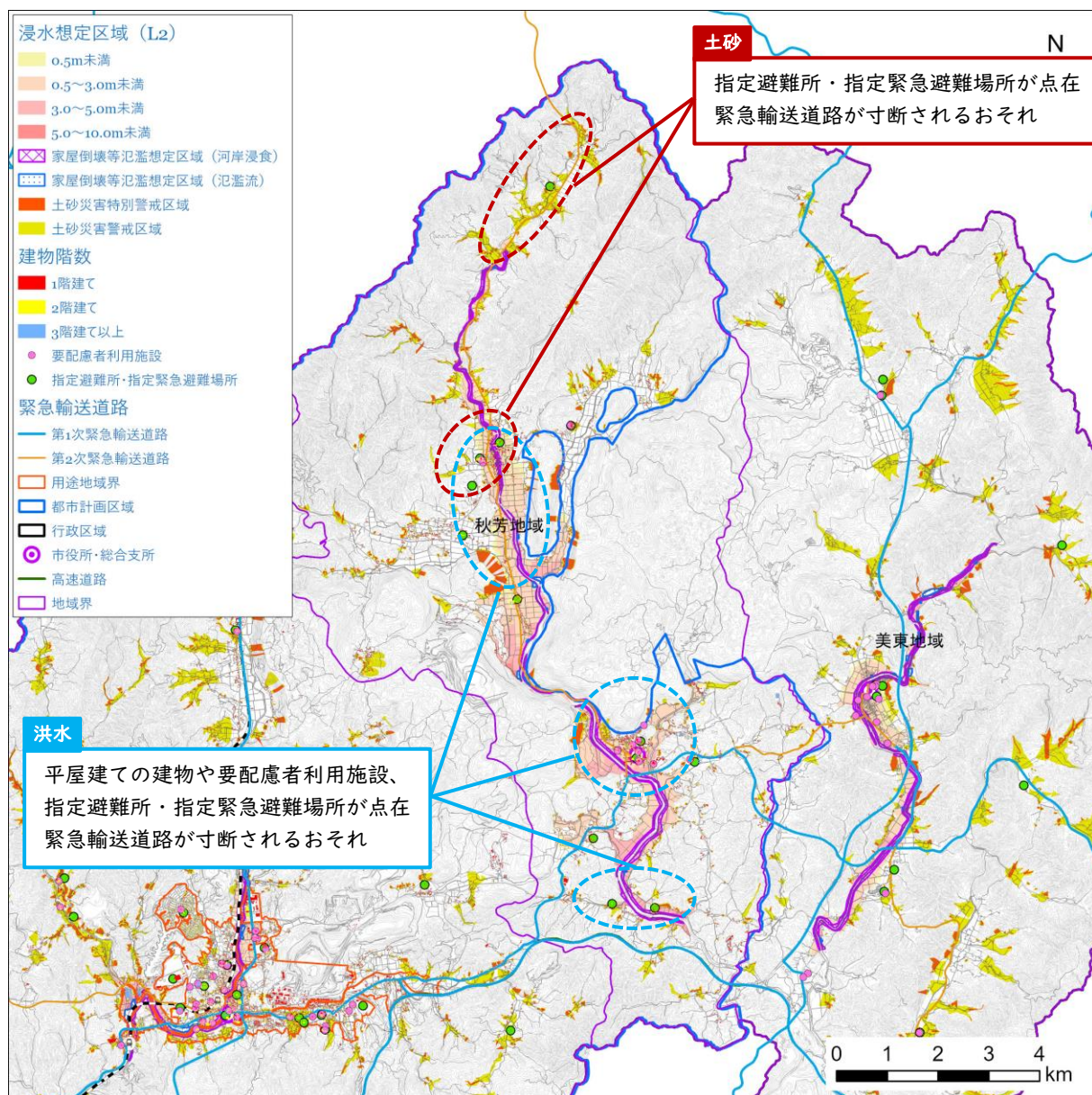


図 7-36 秋芳地域における防災上の課題

4.3 美東地域における防災上の課題

表 7-7 美東地域における防災上の課題一覧

災害種別	防災上の課題
洪水災害	- 総合支所周辺の浸水深（L2）0.5～3.0m未満の箇所に建物が分布しており、建物上層階への垂直避難による住民等の安全確保が必要となる。 - 浸水想定区域内に、平屋建ての建物や要配慮者利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難体制の構築が求められる。 - 家屋倒壊等氾濫想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断されるおそれがある。
土砂災害	- 地域の広範囲に土砂災害警戒区域が指定されており、区域内に建物や要配慮者利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所が立地しているため、迅速な避難が求められる。 - 緊急輸送道路の一部が土砂災害警戒区域に含まれており、災害時に道路が寸断されるおそれがある。

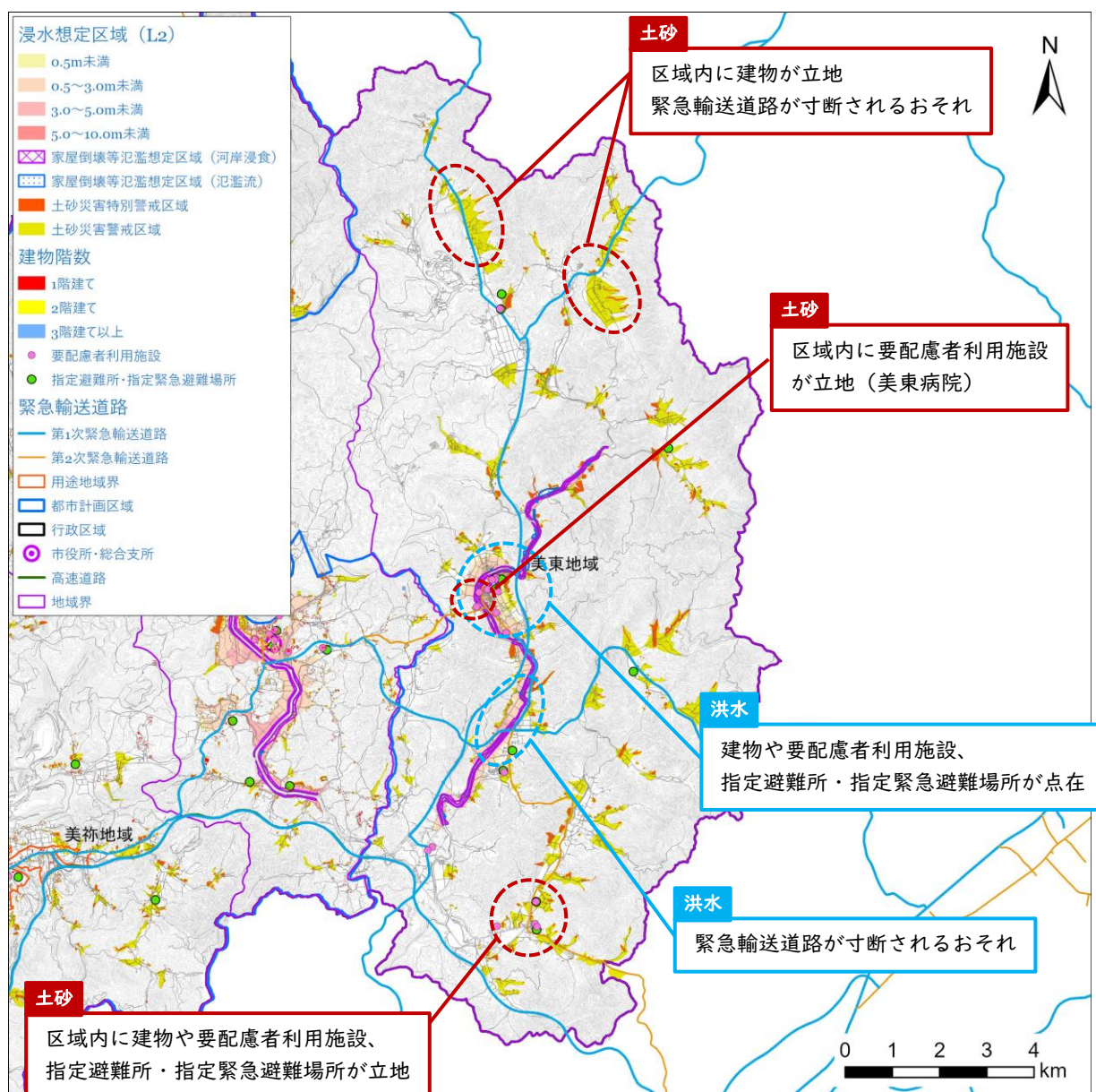


図 7-37 美東地域における防災上の課題

5 防災まちづくりの将来像・取組方針

防災・減災対策の推進に向けては、「美祢市都市計画マスタープラン」の基本方針の一つとしてあげられている『安全・安心に暮らすまちをつくる。』を防災指針における将来像として位置づけるとともに、本市の防災に係る各種計画との整合を図り、以下の方針に基づいて取組を進めていく。

■防災まちづくりの将来像

安全・安心に暮らすまちをつくる。

出典：美祢市都市計画マスタープラン

■防災指針における対応方針（ターゲット）

備（そな）える ～安心に住み続けられるまちへ～

◇防災に関する目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ① 命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

出典：美祢市国土強靱化地域計画

◇防災指針における取組方針

○災害リスクの回避

⇒災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組

○災害リスクの低減

⇒【ハード】浸水対策や土砂災害防止のための整備等

⇒【ソフト】氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策

出典：防災指針の検討について（2020.9.29 国土交通省）

6 具体的な取組・スケジュール

6.1 具体的な取組

美祢市都市計画マスタープランや美祢市地域防災計画、美祢市国土強靱化地域計画等の関連計画との整合を図りつつ、「災害リスクの回避」「災害リスクの低減」に必要なハード、ソフトの取組を推進し、防災まちづくりの実現を目指す。

(1) 洪水災害リスクに対する取組

●取組①ー1 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外【立地適正化計画】

- 家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある区域であり、人命被害に直結する可能性が懸念されることから、居住誘導区域に含めないこととする。
- 浸水深 3.0m 以上 (L2) では、建物の 2 階床下ほどまで浸水するおそれがあり、3 階以上への垂直避難か指定避難所への水平避難が必要になる。洪水浸水想定区域内に含まれる建物のほとんどが 3 階未満の建物となっていることから、垂直避難が困難になる可能性がある浸水深 3.0m 以上の区域については、居住誘導区域に含めないこととする。

●取組①ー2 河川の拡幅や護岸の整備等【流域治水プロジェクト】

- 洪水による氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、美祢市だけでなく県や関係機関と連携し、河川改修や河川浚渫、河川管理施設の老朽化対策を推進する。

●取組①ー3 内水対策の促進【国土強靱化地域計画】

- 近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の未然防止や軽減・最小化を図るため、雨水排水施設の維持・管理と整備を推進する。

●取組①ー4 浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知【流域治水プロジェクト、国土強靱化地域計画】

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための取組として、浸水想定区域図やハザードマップの作成・周知を行い、住民に対し浸水想定区域や避難所等に関する情報を周知する。

(2) 土砂災害リスクに対する取組

●取組②ー1 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外【立地適正化計画】

- 人命・財産上の被害に直結するおそれが高い土砂災害特別警戒区域（災害レッドゾーン）は居住誘導区域に含めないこととする。また、より安全な居住環境を確保するため、土砂災害警戒区域（地すべりによるもの）についても居住誘導区域に含めないこととする。

●取組②ー2 土砂災害対策の推進【国土強靱化地域計画】

- 土砂災害により大規模な被害が発生しないよう、緊急性の高い箇所については対策施設の新設や老朽化対策を県と連携し推進する。
- 急傾斜地等の土砂災害により人命・財産に被害が及ぶ危険がある箇所については、県や関係機関と連携して対策に取り組む。
- 急傾斜崩壊対策施設について、老朽化による機能低下を防止して所定の機能や性能が確保できるよう県や関係機関と連携して老朽化対策に取り組む。

(3) 共通の取組

●取組③－１ 防災拠点となる公共施設等の強化【国土強靱化地域計画】

- 各施設ごとに耐震性を備えるよう、国等が示す設計指針をもとに公共施設等の耐震性の強化を図っていく。
- 災害発生時の避難所としての利用や、年齢や障害の有無等にかかわらず地域のコミュニティの拠点として、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができるよう機能強化を図っていく。
- 救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防施設の耐震化等を促進する。

●取組③－２ 防災教育の推進【国土強靱化地域計画】

- 学校教育や避難・伝達訓練、防災関係者や専門家による防災出前授業の実施等の様々な取組を通じて、防災意識を高め、自助・共助となる力の育成を図る。

●取組③－３ 避難体制の整備【国土強靱化地域計画】

- 多数の者が利用する施設では、要配慮者の利用を想定し、実効性のある避難確保計画の作成を推進する。
- 大規模災害に備え、地元住民による自主的な避難所運営ができる体制を整えていく。
- 地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等を、避難を牽引するリーダーとして養成することで、確実な避難行動につなげていく。

●取組③－４ 住宅・建築物等の耐震化【国土強靱化地域計画】

- 地震による住宅や多数の者が利用する建築物等の倒壊被害等から市民を守るため、耐震化の普及啓発を図るとともに、耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を促進する。

●取組③－５ 多様な情報伝達手段の確保【国土強靱化地域計画】

- 市民の適切な避難行動につながるよう、迅速かつ的確な防災情報の伝達に向け、さらなる多重化に努め、定期的な情報伝達訓練を実施する。
- 情報の素早い収集・整理と効率的な利活用のため、災害対応に必要な情報を災害対策本部で一元化して、関係機関で共有する仕組みづくりを図る。

●取組③－６ 道路の防災対策の推進【国土強靱化地域計画】

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、緊急輸送道路上の橋梁等の耐震補強、法面の防災対策、市街地における幹線道路等の整備を進める。避難・救助活動、応急復旧活動等に備えて地震・洪水・土砂災害対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

●取組③－７ 地域防災力の充実強化【国土強靱化地域計画】

- 各種ハザードマップや研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。
- 地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化を支援するとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。
- 地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保等防災の担い手づくりの取組を進める。

6.2 取組スケジュール

前項で示した具体的な取組は、以下の取組スケジュールに基づき推進する。
 なお、防災指針に関連する目標値は、第8章「目標値の設定」に掲載する。

表 7-8 取組スケジュール

取組		実施 主体	スケジュール		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
①-1 ②-1	災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外	市	本計画の策定に合わせて実施		
①-2	河川の拡幅や護岸の整備等	県・市	●	→	→
①-3	内水対策の促進	市	●	→	→
①-4	浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知	県・市	●	→	→
②-2	土砂災害対策の推進	県・市	●	→	→
③-1	防災拠点となる公共施設等の強化	市・事業者	●	→	→
③-2	防災教育の推進	市	●	→	→
③-3	避難体制の整備	市・市民	●	→	→
③-4	住宅・建築物等の耐震化	市・事業者・市民	●	→	→
③-5	多様な情報伝達手段の確保	市	●	→	→
③-6	道路の防災対策の推進	県・市	●	→	→
③-7	地域防災力の充実強化	市・事業者・市民	●	→	→

第8章 目標値の設定

Ⅰ 目標値の設定

本計画では、立地適正化計画に定めて推進する各種誘導施策の効果を確認するため、まちづくりの方針（ターゲット）に掲げている「育（はぐくむ）」に係る居住、都市機能、「繋（つなぐ）」に係る交通ネットワーク、「備（そなえる）」に係る防災・減災の4つの視点から、評価指標と目標値を設定した。

Ⅰ.Ⅰ 居住誘導に関する評価指標及び目標値

居住誘導区域は、人口減少下にあっても一定の都市機能を維持できる人口を維持することが求められる。そのため、居住の誘導に関する進捗状況を評価するにあたって、「居住誘導区域内の人口」を評価指標として設定し、目標値は現状を維持するよう設定した。

表 8-1 居住誘導に関する評価指標・目標値

目標管理指標	基準値 令和2年度（2020年度）	目標値 令和25年度（2043年度）
居住誘導区域内の人口	4,883人	4,883人

なお、居住誘導区域内の人口は、国勢調査人口メッシュ（250m）による面積按分で算出する。

Ⅰ.2 都市機能誘導に関する評価指標及び目標値

都市機能誘導区域は、市民や市外の方が利用する様々な生活サービスが充実していることが求められる。そのため、都市機能の誘導に関する進捗状況を評価するにあたって、「都市機能誘導区域内の誘導施設数」を評価指標として設定し、目標値は現状を維持するよう設定した。

表 8-2 都市機能誘導に関する評価指標・目標値

目標管理指標	基準値 令和5年度（2023年度）	目標値 令和25年度（2043年度）
都市機能誘導区域内の誘導施設数	14施設	14施設

基準値算出時点で都市機能誘導区域内に立地している誘導施設を下表に示す。

表 8-3 誘導施設一覧（基準値算出時点）

No	施設名	No	施設名
1	美祢市役所	8	ザ・ビッグ美祢店
2	美祢市消防防災センター	9	ウエスタまるき美祢店
3	美祢警察署	10	ドラッグストアモリ美祢店
4	山口県美祢合同庁舎	11	美祢図書館
5	美祢市地域包括支援センター	12	美祢市民会館
6	美祢地域福祉センター	13	美祢市勤労青少年ホーム
7	美祢市保健センター	14	美祢駅

1.3 交通ネットワークに関する評価指標及び目標値

交通ネットワークは、都市拠点と地域拠点、地域拠点間、各拠点と市内各地を結んでおり、今後も一定の利用を維持していくことが求められる。そのため、交通ネットワークの確保・維持の状況を評価するにあたって、「1日当たりの公共交通利用者数」を評価指標として設定し、目標値は現状を維持するよう設定した。

表 8-4 交通ネットワークに関する評価指標・目標値

目標管理指標	基準値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 25 (2043) 年度
1日あたりの公共交通利用者数	893 人	893 人

基準値算出時点の内訳を下表に示す。

表 8-5 1日あたりの公共交通機関別利用者数（基準値算出時点）

公共交通機関	1日当たり利用者数 令和 3 (2021) 年度
民間路線バス	337 人
あんもないと号	165 人
ジオタク	56 人
JR 美祢線（各駅利用者数）	335 人
合計	893 人

※なお、ジオバス（自家用旅客有償運送）による利用者数は上記に含まれない。

1.4 防災・減災に関する評価指標及び目標値

防災指針に示した取組方針、具体的な取組に基づき、今後立地適正化計画により災害危険性の高い区域から災害危険性の低い区域への誘導を進めていくこととしている。そのため、防災・減災に関する進捗状況を評価するにあたって、「災害ハザード区域内に居住する人口の割合」を指標として設定し、住宅等の建築が規制されるレッドゾーンに居住する人口の1割を区域外へと誘導することとして、目標値を設定した。

表 8-6 防災・減災に関する評価指標・目標値

目標管理指標	基準値 令和 2 (2020) 年度	目標値 令和 25 (2043) 年度
災害ハザード区域内に居住する人口の割合	5.8%	5.2%

基準値の災害ハザード区域内人口、レッドゾーン内人口は、国勢調査（実績値）及び国土数値情報（推計値）の人口メッシュ（500m）による面積按分で算出した。

目標値については、今後の人口減少により災害ハザード区域内の人口は減少していくものと考えられるが、将来的な人口減少を踏まえたうえで、さらにレッドゾーンに居住する人口の1割を区域外へと誘導することとして、目標値を設定した。

表 8-7 災害ハザード区域内人口の推移

年度	総人口	災害ハザード区域		レッドゾーン		レッドゾーンの1割を区域外に誘導	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合
令和 2 (2020)年度	23,247 人	1,344 人	5.8%	400 人	1.7%	1,304 人	5.6%
令和 25 (2043)年度	15,153 人	816 人	5.4%	301 人	2.0%	786 人	5.2%

なお、目標値である令和 25 (2043) 年度の数値は、令和 22 (2040) 年度と令和 27 (2045) 年度推計人口の線形補間により算出した。

2 立地適正化計画の見直し

立地適正化計画における国の指針では、公表から概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の進捗状況を把握し、社会情勢の変化や計画内容に関する調査・分析によって再評価を行い、計画の妥当性を検討することが望ましいとされている。

計画の推進にあたっては、今後5年ごとに本計画の内容について評価を行い、目標の達成状況や施策の実施状況等の把握を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

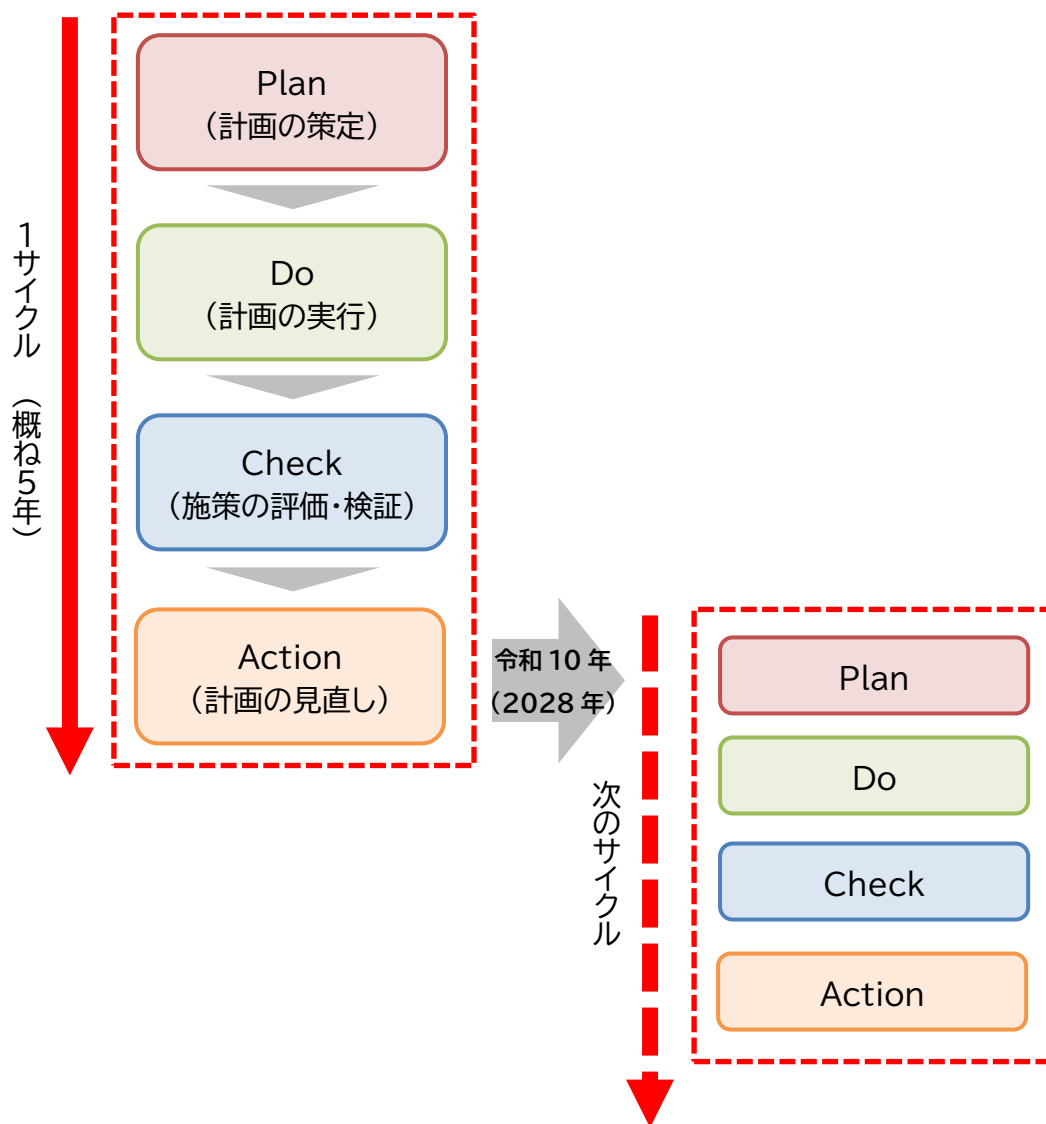


図 8-1 計画の見直しサイクルのイメージ

参考資料

Ⅰ 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、「美祢市立地適正化計画策定協議会」及び「美祢市まちづくり検討委員会」等を開催した。会議の開催状況等の経緯を以下に掲載する。

Ⅰ.Ⅰ 美祢市立地適正化計画策定協議会

(Ⅰ) 美祢市立地適正化計画策定協議会名簿

会 長	榊原 弘之	国立大学法人山口大学大学院創成科学研究科 教授
副 会 長	牛島 朗	国立大学法人山口大学大学院創成科学研究科 准教授
委 員	札幌 博義	一般社団法人美祢市医師会 会長
委 員	山田 悦子	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会 会長
委 員	金子 明美	美祢市教育委員会 教育長職務代理人
委 員	吉野 一	一般社団法人山口県建築士会小野田支部 理事
委 員	杉本 智	美祢市商工会 理事
委 員	阿部 正範	西日本旅客鉄道株式会社 広島支社 長門鉄道部 総務科長
委 員	柳瀬 知美	美祢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長
委 員	原田 健一	吉則商店会 会長
令和4年度 オブザーバー	谷本 尚久	国土交通省中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 課長補佐
	福田 将之	山口県土木建築部都市計画課 主幹
令和5年度 オブザーバー	今田 修	国土交通省中国地方整備局 建政部 建設専門官
	保村 守	山口県土木建築部都市計画課 主幹

(Ⅱ) 策定までの経緯

令和4年度		
9月27日	第1回美祢市立地適正化計画策定協議会	・立地適正化計画の概要 ・立地適正化計画で解決すべき課題 ・まちづくりの方針（ターゲット） ・目指すべき都市の骨格構造 ・課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）
2月16日	第2回美祢市立地適正化計画策定協議会	・居住・都市機能誘導の基本的な考え方 ・居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定方針、設定条件、概ねの区域の範囲 ・居住誘導区域外の基本的な考え方、概ねのエリアの検討
令和5年度		
6月29日	第3回美祢市立地適正化計画策定協議会	・居住誘導区域 ・都市機能誘導区域及び誘導施設 ・居住誘導区域外のまちづくり ・防災指針（地区ごとの防災上の課題の整理等）
11月22日	第4回美祢市立地適正化計画策定協議会	・誘導施策 ・防災指針 ・目標指標 ・立地適正化計画素案
2月21日	第5回美祢市立地適正化計画策定協議会	・立地適正化計画（案）

1.2 美祢市まちづくり検討委員会

(1) 美祢市まちづくり検討委員会名簿

委員長	副市長	委員	秋芳総合支所長
副委員長	建設農林部長	委員	教育委員会事務局長
委員	デジタル推進部長	委員	上下水道局長
委員	総務企画部長	委員	美祢市病院事業局管理部長
委員	市民福祉部長	委員	消防本部消防長
委員	観光商工部長	事務局	建設農林部建設課
委員	美東総合支所長		

(2) 策定までの経緯

令和4年度		
8月30日	第1回美祢市まちづくり検討委員会	・立地適正化計画の概要 ・立地適正化計画で解決すべき課題 ・まちづくりの方針（ターゲット） ・目指すべき都市の骨格構造 ・課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）
1月27日	第2回美祢市まちづくり検討委員会	・居住・都市機能誘導の基本的な考え方 ・居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定方針、設定条件、概ねの区域の範囲 ・居住誘導区域外の基本的な考え方、概ねのエリアの検討
令和5年度		
6月7日	第3回美祢市まちづくり検討委員会	・居住誘導区域 ・都市機能誘導区域及び誘導施設 ・居住誘導区域外のまちづくり ・防災指針（地区ごとの防災上の課題の整理等）
11月1日	第4回美祢市まちづくり検討委員会	・誘導施策 ・防災指針 ・目標指標 ・立地適正化計画素案

1.3 その他

(1) 策定までの経緯

令和4年度		
3月29日	事業者意見交換会	・立地適正化計画の概要に関する意見交換
令和5年度		
6月1日	都市計画審議会	・立地適正化計画の検討状況
6月27日	市議会	・立地適正化計画の検討状況
12月13日	市議会	・立地適正化計画素案
12月20日 ～1月19日	パブリック・コメント	・立地適正化計画素案
2月7日	都市計画審議会	・立地適正化計画（案）

2 用語集

【ア行】

アクセス

ある場所へ到達する経路又はその手段。

あっせん

届出内容により勧告を受けた者に対して、行政側が、居住誘導区域内又は都市機能誘導区域内の土地の取得について紹介や働きかけをする行為。

あんもないと号

美祢市で運行されている、路線定期運行のコミュニティバス。

【カ行】

介護保険法

介護保険の制度や給付、審査、費用、財政安定化、社会保険診療報酬支払基金等に関する規定を定めた法律。

改築

建築物の全部又は一部を除却し、同一敷地に従前の用途・構造・規模と著しく異なる建築物をつくる行為。

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物（コンクリートプラントや1ha以上の墓園等）の建設を目的とした土地の区画形質の変更。なお、土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う公共施設（道路等）の新設・廃止・付け替えや切土・盛土又は宅地以外の地目を宅地に変更する行為。

勧告

届出を行った者に対して、行政側が改善に向けた働きかけを行うことで、強制ではなく推奨する行為。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、主として都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を受け持つ道路。

既存ストック

都市を形成するうえで、これまで時間をかけて蓄積されてきた道路や橋梁、給排水施設等の都市基盤や市街地、公共公益施設等の人工物に対する総称。

基盤整備

道路、公園、上下水道等の公共施設整備。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地で、県が指定する区域。

居住誘導区域

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、人口が減少していくなかでも一定の人口集積を維持することで、生活サービスを確保し続けられるよう、居住をゆるやかに誘導していく区域。

ゲートウェイ

往来のある出入口や中継点。

建築基準法

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律。

建築行為

建築基準法第2条に定める建築物（土地に定着する工作物のうち屋根もしくは柱もしくは壁を有するもの、これに附属する工作物、又は地下もしくは高架の工作物内に設ける施設等）を新築、増築、改築し、又は移転する行為。

公共公益施設

道路、公園、下水道等のまちの骨格を形成するような施設や教育施設、集会所等の住民生活に必要な施設。

公共施設等総合管理計画

地方自治体が所有する公共施設等について、人口減少等により利用需要が変化する予想を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化等を長期的な視点で計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設の最適な配置を実現するための計画。

工業地域

都市計画法で定める用途地域の一つで、主に工業の利便の増進を図る地域。

交通結節機能／交通結節点

鉄道の駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道等を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎする機能とその機能を有する場所。

交通モード

輸送方式。

公的不動産

国や地方公共団体が保有する不動産（Public Real Estate）。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

国勢調査

日本国内に住むすべての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に1度実施する統計調査。

国土強靱化地域計画

大規模自然災害に対して市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するための計画。

コンパクト＋ネットワーク

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地等への機能集約によって、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市を目指す政策。

【サ行】

サービス水準

市民の生活において日常的に利用する頻度が高い、商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等のサービスの享受しやすさ。

ジオタク

美祢市の公共交通モードのひとつで、事前に予約された人を乗合せにより、ご自宅まで（道路状況により異なる）お迎えに行き、目的地までつなぐデマンド型乗合タクシー。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う地域住民の組織。

地すべり防止区域

地すべり等防止法第3条に基づき、地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもの、河川、道路、官公署、学校等の公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。

持続可能

将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で、環境を利用し、人々の欲求を満たしつつ社会的発展を進めようとする概念。

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。市長が指定する避難場所。

指定避難所

災害により自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設で、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する場所。市長が指定する避難所。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることを目的として定められた法律。

浸水想定区域（計画規模L1）

10～100年に1回程度が想定されている降雨（河川整備において基本となる降雨）により浸水が想定される区域。

浸水想定区域（想定最大規模L2）

想定し得る最大規模の降雨（1000年に1回程度の発生が想定されている降雨）により浸水が想定される区域。

1000年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1000（0.1%）以下の降雨。

ストック

既に整備された道路、公園等の公共施設及び建築物や宅地等が蓄えられていること。

生活サービス施設

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等の、市民の生活において日常的に利用する頻度が高い施設。

総合計画

今後の市政運営の基本方針となるもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成される、本市の最上位計画。「基本構想」は土地利用構想、「基本計画」は、分野別の目標と方針を示したうえで、取り組むべき施策と達成すべき目標を明らかにする。「実施計画」は、具体的な事業の展開を定める。

【タ行】

耐震基準／旧耐震基準

建築基準法に定められた、住宅や建物等の構造物が一定の強さの地震に耐えられるよう、満たすべき最低限度の基準。昭和56（1981）年の法改正により、耐震基準が強化されたことから、法改正以前の基準を旧耐震基準と呼ぶ。

大規模小売店舗立地法

地域住民の意見を反映しつつ、地方自治体が大規模小売店舗と周辺の生活環境との調和を図っていくための手続き等を定めた法律。

大規模盛土造成地

面積3,000平方メートル以上の谷埋め盛土、又は原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地。

宅地建物取引業法

宅地建物取引業を営む者について、その事業に対し必要な規制を行うことにより、業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正を確保すること等を目的として定められた法律。

地域公共交通計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成及び市民の移動手段の維持・確保のため、地域公共交通が果たすべき役割を明確にし、本市の地域公共交通の将来像とその実現に向けた取組を明示した計画。

地域拠点エリア

本計画において、秋芳地域、美東地域に本市が独自に定めるもので、比較的人口が集積している、地域住民の生活や地域活動を支える都市機能が立地し、地域拠点を形成している中心部等、現在居住している市民の居住環境や交通利便性を確保する範囲。

地域コミュニティ

地域住民が地域と関わり合いながら生活するなかで、住民相互の交流が行われている地域社

会のこと、もしくは地域住民の集団。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、公正で中立的な立場で、高齢者の多様なニーズに対応した切れ目のない包括的なサービスの提供を行うことを目的とした機関。また、保健・医療・福祉の関係者や地域住民とともに地域のネットワークを構築し、「地域包括ケア」の推進を図っている。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、風水害や地震等の災害が発生又は発生のおそれがある時、本市や関係機関が実施すべき事務や業務に関し、総合的な対策を定め、災害から市民の皆さんの生命、財産を守るための計画。

地域保健法

地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めた法律。

地方自治法

地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定めた法律。

通所系

地域住民が施設を利用する場合に、その施設まで自力で通うことを基本とした営業形態。

津波浸水想定

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深として県が指定するもの。

低未利用土地

土地利用がなされていないもの（未利用土地）又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が適切でないもの（低利用土地）。

特定都市河川浸水被害対策法

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定める法律。

都市機能

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等、都市での生活を支えるサービスを提供する機能。

都市機能増進施設（誘導施設）

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化等、都市での生活を支えるサービスを提供する機能を有する施設のうち、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき施設。

都市機能誘導区域

都市再生特別措置法に基づき本計画で定めるもので、誘導施設の立地や集積を図ることで、様々な生活サービスを充実させる区域。

都市計画運用指針

都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方や、都市計画制度、手続きの運用のあり方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき行う基礎調査。概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査する。

都市計画区域

都市計画法の適用を受ける土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、県や国土交通大臣が指定する範囲。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域に関して都道府県が定める基本的な方針。都市計画の目標、区域区分の決定の有無（区域区分を定める時はその方針）、土地利用・都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針等を定めるもの。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めた法律。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に基づき、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、市町村が都市の将来像や主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等、より地域に密着した都市計画の基本的な方針を定める計画。

都市再生整備計画

都市再生特別措置法に基づき、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市を再生するために定める当該公共公益施設の整備等に関する計画。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上、都市の防災に関する機能確保等を目的に制定された法律。平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となり、令和2年の改正により、立地適正化計画の記載事項に防災指針が追加された。

土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

図書館法

図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めた法律。

【ナ行】

内水（氾濫）

集中豪雨等の下水道の排水能力を上回る雨が降った際に下水道や水路等から浸水する現象。

ニーズ

要望や需要。

日本標準産業分類

モノやサービスを生産又は提供する「事業所」を経営活動別に分類し、統計の結果を表示するためのもの。

ネットワーク

互いに結びつくこと、つながり。

【ハ行】

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災・減災対策に使用することを目的として、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

ハブ

中心点や拠点、集約する中継地。

BRT (Bus Rapid Transit の略)

走行空間、車両、運行管理等に様々な工夫を施すことにより、速達性、定時性、輸送力について、従来のバスよりも高度な性能を発揮し、他の交通機関との接続性を高めるなど利用者に高い利便性を提供する次世代のバスシステム(バス高速輸送システム)。

避難確保計画

被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が作成することが義務付けられている計画。大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれがある時、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

防災拠点

大規模災害時等に防災活動の拠点となる場や施設で、備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設等のこと。広義には避難地・避難所を含める場合もある。

【マ行】

まちなか

都市拠点等、市民生活の中心となる場。

美祢市中心市街地地区

都市再生整備計画が実施済みである、市役所等をはじめとした地区。

美祢市都市・地域拠点活性化計画

人口減少や高齢化の進展が見込まれるなか、美祢市都市計画マスタープランで位置づけた都市拠点及び地域拠点において、各地域特性に応じた、都市機能を維持・誘導する区域、及び維持・誘導する都市機能施設を設定し、市内各地を公共交通等のネットワークで結ぶことで、誰

もが住みたくなる、住み続けたいと思う、持続可能なまちづくりを推進するための計画として、令和2年に策定された計画(令和6(2024)年3月廃止)。

メッシュ

網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば100m×100mの四角のこと。

【ヤ行】

山口県建築基準法施行条例

建築基準法第40条、第43条第3項及び第56条の2第1項の規定に基づき、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定について定めた条例。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。都市機能の維持増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率(敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合)、建ぺい率(敷地面積に対する建物の建築面積の割合)及び建築物の高さについて制限を行う制度。また、都市計画区域のうち、用途地域が指定されていない地域を用途白地地域という。

要配慮者

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。

美祢市立地適正化計画

令和 6（2024）年 3 月

令和 （ ）年 月改定

【発行】美祢市 建設農林部 建設課

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326-1

TEL：0837-52-5221